

をたのめば南無阿彌陀佛の主になるなり、南無阿彌陀佛の主になるこいふは信心を獲ることなりと申された。

こゝで心得ねばならぬは、上の願生歸命の下で言ふた意業のここである、意業の業は「わざ」しわざと云ふ字で、意が動いて何かのはたらきをするのである、例せば睡たい、覺へたい、奇麗な、きたない、むまいなごの意の發るのは皆意業で、意がはたらいて居るので、即ちわざをして居るのである。此意がわざをするには起滅がある、起は意が動き出して、今まで静止して在た意が、何かを思ふ、それが動き出したので、それを起と云ふ。滅と云ふは、其動いた意がなくなるを滅と云ふ。此起滅は起つたり、なくなつたりするので、それを意業と云ふ。安心に

は起滅はない。聞たいはれがいはれの如く心得わけられたのが明記不忘の憶念となつて、心のうちに存在して在る。意業の起る起らぬに拘らず、自分にごこに安心が存在して居るのかわからぬが、明記不忘である。それを憶念の心つねにしてこも、心不斷にて往生すこも、仰られたのである。

但し、此つねと云ふは常の字であつて、常には不斷常と相續常の差別がある、相續常といふは、念佛相續といふが如く、稱へ通しのここではない、思出すごこにかはらず稱へるが相續常なり。不斷常とは、たへまのないことなり。憶念の心は、自分には覺はないけれども、河水の流れ絶ぬが如くで、之を不斷常と云ふ。それで心不斷にて往生すこ、仰られたのである。また

此外に唯識論などには、自性常といふつねがあるが、今は必要でない。不斷常の常は、行者に在ては憶念、彌陀に在ては心光攝護である。それ故に、煩惱にまなこさへられて、攝取の光明みざれども、大悲ものうきこなく、つねに我身をてらすなりとある。此つねは不斷常なり、故に不斷光佛と名ける。佛の不斷光と行者の心不斷の憶念とは、佛の衆生の不斷の相は、不斷光の益に依る。故に讚彌陀偈に、聞光力の故に心不斷なりと釋し。祖は之を聞光力の故なれば、心不斷にて往生すと讚せらる。

此の如く憶念は重要なことであるから、龍樹菩薩は、阿彌陀佛の本願を憶念することは是の如しと云ひ、善導は衆生佛を憶念

すれば佛また衆生を憶念したまふと云ふ。佛の憶念は心光攝護のこことなり。祖師曰、彌陀佛の本願を憶念すれば、自然に即ちの時必定に入る、又曰、子の母をわもふ如くにて、衆生佛を憶すれば、現前當來をからず、如來を拜見うたがはず、安心は憶念である。憶念とはいかなるものか、上に既に演述したれども、猶理會しやすからんことを主要として、之を祖の讚に就て、譬喩に依て其意を盡すべし。祖が子の母をわもふが如く示させられたは、憶念の爲の喩である。此喩はもご首楞嚴經にある喩で、釋尊に對し、大勢至菩薩が申上られたことであるから、釋尊大勢至より祖師相承の譬である。楞嚴經曰、子若憶母、如母憶時、母子歷生不相違遠、若衆生、心憶佛、佛現前

當來必定見佛去佛不遠。ご、たもふご云ふに憶の字
 を使ひ、又佛を憶し佛を念ずごある、即ち憶念である。之を母
 ご子に喩られたは、憶念の意味をわかりやすく會得させる爲で
 ある。凡夫が佛になるべき大信心を受とりて、憶念ごなるご云
 ふごごは、迷情の憶念なれば、平生にあるごごなれごも、廻向
 の大信心が憶念になるごいふは、無始已來始てのごごであれば
 わかりかねる、母ご子ごの憶念は生々世々にして來たごごで、
 此經驗のない者はない、而して佛が衆生を慈愍發育なされるご
 ごは、母が子に於るの外に喩ふべきものがない。故に母が子を
 憶念し、子が母を憶念する意味を以て、憶念のありさまを教へ
 させられたもの。

然るに祖師は、母の子を憶念するを略して、子の母を憶念す
 る方のみを擧させられたは、行者に憶念のいかなるものかを、
 知らしめる爲なる故、子が母を憶念するのみを擧られたものな
 り。さて其子が母を憶念するごはいかゝなごを言ふのである
 か、憶念ごは子の心が思ひ出す思ひ出さぬに拘らず、心の底に
 母である、唯一の自分を愛してくれる人であるご、たのみにし
 信じて居る心が、子の自心には、心の何處に其やうな心がある
 のかはわからず、たぼえはないが、心の底に不斷にして常恒不
 變であるを憶念ごいふのである。子の心で云へば、乳が呑たい
 ごいふやうな意の起つたごきばかり、母のこごを思ふやうであ
 るが、それは憶念が、意業の上へ動きあらはれたのであつて、

動きあらはれた所の乳が飲たいといふ意は、乳を飲めば消てしまふけれども、憶念に母をたのみにし、力にして居る心が、不斷常在に在る故に、乳が飲たいの意の、起る起らぬ、消た消ぬに拘らず、不斷にして常恒に存在して居る、それが憶念である。

此譬を助成する爲に、更に一喩を出す。善導は慶得二人、身一聞要法頓捨、他郷歸本國と云ひ、又は努力翻迷還本家、二も釋せられて、彌陀の淨土を獲信の行者の本國なり、我家なりと云はれた。

注意

現在住地の國土即ち日本を他國とし彌陀國を本國とするの法門は日本に對して忠ならざる教なりなど、誤想する者あるかも計られず依てそれらの杞憂は眞宗所立の淨土門を知らざるより生ずる疑難なる故大略を説明す

べし彌陀國を本國とするは報土に就ての所見なり報土は因に報ゆる土なるを以て名號の因を有する行者なれば此因に對して本國とす若法身を以て言はば遍滿身なれば本國客地の論すべきなし若現在受生の人身を以て云はば應化土の位なり應化土は應化身也應化身に例すれば其身所在の地が即ち本國なり佛に三身三土あることを知らざる佛弟子はなかるべし獲信の行者は一生成佛の人なり即ち一生にして三身を現する人も報果の感業身は猶存すれども心は一生にして三身を得る人も故に人身と雖佛の應化身の意義は既に明に知れり明に知りたる意は亦此現生國土を以て唯一無二の力を用ひて四恩報謝は論なく化益を施すべき處とす佛三身ありと雖應化身のみ衆生を利益する者なり誤想者は全く淨土及び佛身に暗きのみ。

之を例して言へば、他國へ往て居た者が、歸國するといふには、我本國は何國であつたかと思案する者はない。何國何郡何

村何町何番地へ歸らねばならぬと、思想を別段に發しもせぬ、
 歸國するごなれば、何の考も思案もなく、我國の道へ向ひ我國
 へ歸る、其旅行中は他の事を想ひ、他の事を談話し、全く本國
 の事は忘れて居るやうであるが、思ふたり考たりして居るより
 は、更に確實に明白に、何國何村の我家へ歸るごいふ、決
 定心を持って居る、此心は心のごあたりにあるのか、自分で自
 分の心のあり處はわからぬが、此心ほど確實な明な心はない、
 是が明記不忘ご云ふので、即ち憶念である。又他人の家へ往て
 居たものが、市内でも、町内でも、我家へ歸るが亦同様で、外
 のことを思ひ外の事を咄しながら、我家へ身體はいつてしま
 ふ、此身體を我家へ入れるに、隣家ごも向の家ごもまちがはず

に、我家へ入るは我心にたぼへのない、憶念の力である。此力
 の強いごは、思ふくらの力ではない、根柢から動かす力が
 あるからである。有漏有爲の迷の憶念すら、此の如し。況や、
 廻向の信心の憶念をや、行者が淨土を我家ごして、我家なる淨
 土へ歸るも此通である。煩惱妄念の外のを思ひながら、命終
 り次第我家の淨土へ歸るのは、此憶念の力である。それを御文
 に、いまの信力によりて御たすけありつるかたじけなき御恩ご
 仰られた。

此憶念の信にはごうしてなるのかごいへば、それは彌陀佛の
 本願を憶念すれば、自然に即時必定に入るごある如く、善知
 識の傳持し教られた佛語、即ち名號のいはれなる、無上智慧の

信心を聞て、聞たいはれの如く心に會得なられたが、それが憶念である、それを念持の義といふのである。是が憶念になつてあるのを存じ仰せられたので、名號のいはれ即ち無上智慧の信心のすがたが、諸の雜行乃至治定で、是を受こつて憶念となつてあるが存じなり、念持の義なりである。

是を受こるには、力を入れるにも工夫をするにも及ばぬ、名號のいはれを、いはれの如く信じて疑はぬが受こつたのなり、憶念なり、信心なりである。子が母を憶念するも、人が國や家を憶念するも、力もいらす工夫もいらぬ、子は母といふ名さへ知らねども、其自分を慈愛してくれる、たのもしき人といふことが、心に會得なつてある、ほかに、そへる心はない。我國我家

といふことを、憶念して居るも、思案も工夫もいらぬ、我が家である、我家であるといふ理由が、明に會得なつて在る外に別段の心はいらぬ、名號のいはれは、彌陀をたのみ、たのむ一念に佛になるに會得なられたが、たのむ一念なり、憶念である。

此憶念が意の上に發動すれば、意業作願の行。口に顯れれば稱名で、口業讚歎門の行。身の上に顯れば、身業禮拜門の行である。若憶念の心なくして、たゞ三業の上の相を安心のやうに心得違ふた者が、三業だのみの異安心、意業の相を安心のやうに心得たは、意業だのみの異安心である。此三業意業にまちがへた者は、憶念の心が安心なることを知らぬ、三業や意業であるから、憶念の根本なしの三業は、無安心の凡夫妄想の念か

ら浮び出たのであるから、異安心といふのである。憶念の心の發動なる、三業意業は決してわるいのではない、但しそれは安心ではない、後念相續の起行である。

又存じの言が、正に念持の義、憶念の義であること前述の如くなるも、御文にて伺へば、必ず存じといふ言に限つたことではない、五帖一は、決定とあり、五帖七は、つゆちりほごも疑なればとあり、五帖九は知らるゝなりとあり、一帖四、同三、同四、一帖一は、心あるとあり。心あるは存じである。決定も疑なきも共に心あるれ存ぜられたことなり。

今其一二の例を舉れば、五帖七、なにのやうもいらす、たゞふたごゝろなく一向に阿彌陀佛ばかりをたのみまいせて、以上南無歸命

の意後生たすけたまへと、たもふごゝろひごつにて、やすくほごけになるべきなり、以上發願廻向又阿彌陀佛即是其行の意この心のつゆちりほごも疑なければ念持なりかならず、極樂へまいりて、うつくしき佛ごはなるべきなり、往生即成又五帖一にては、末代無智の在家止住の男女たらむもがらは、以上所○以下能被の機○被の法以上南無案圓乘院はこゝろをふらす陀佛をふかくたのみまいらせて、歸命の意○案圓乘院はこゝろをふらすに蓮師御文に通じての文體は歸命と發願廻向との境界即ち歸命の終末には必ずの文字を用る例なり故に今分科する意從之さらによのかたへ心をふらす、一心一向に佛たすけたまへと申ん衆生をば、たごひ罪業は深重なりごも、必彌陀如來は救在すべし、以上發願廻向又阿彌陀佛即是其行是即ち第十八の念佛往生の誓願のこゝろなり、以上安心の出處は本願名號なる故行者の思想より起す信心に非ず善知かくの如く決定して、存じご同識の傳へる教より出る信心なることを示すかくの如く決定して、じ前の善

知識の教へた名號のいはれ末代無智乃至誓願のこゝろなりまでは説必次
を一念無疑に受とる相なり

第で、かくの如く決定しては法在一心なり。

以上解釋するが如く、諸の雜行乃至治定までは、此改悔文を
述る行者の手前から云へば、受得の安心であるが、それが善知
識の傳持の佛語であつた方から云へば、全く所聞の法であつた
ので、其所聞の法を能聞の心に受取られたが存じて、存じたれ
ば所聞の法が、全く能聞の信心となつたのである。所聞と能聞
とは全く同じもので、聞は一つなり。所聞と能聞とかはるなら、
それは聞やうがわるいのである、聞は凡夫の心と佛心との合す
る場合で、所聞は佛心、能聞は凡夫の心、それが所聞の如く同
心すれば、佛心が凡夫の心となる。之を相對して云へば、所聞

の法と、能聞の信心である。然るに聞は、きかすこ、きくこの
二つが、出合ふた時で、きかすここゝ、きくここゝは一つである。
其きかすは教へるので、それを所聞の法と云ふ。聞くを能聞と
云ふが、聞たいはれに、一念無疑なれば、それが直ちに信心で
あるから、之を能聞の信心と云ふ。和讃に、十方諸有の衆生は、
阿彌陀至徳の御名を聞き、眞實信心いたりなば、大に所聞を慶
喜せんごあるは、此場合を云ふたので、阿彌陀至徳の御名とは、
名號のいはれ即ち無上智慧の信心で、其文を云へば、信心歡喜
乃至一念至心廻向願生彼國即得往生住不退轉である。之をやは
らげた善知識の教は、上に引く五帖一、同七の如き是なり。所聞
のまゝが能聞の信心なるのであるから、かくの如く決定の信心

みなり。それが憶念となりて在る故、存じの一語が能聞の信を顯すのである。

一九〇
喩へば珠算を小學の兒童に教ふるに、掛算の呼聲を教て、三三三が九に教へ、四五の二十に教ふる、是を只三三三が九、四五二十に教たばかりで、兒童の心に受取られぬから、三を三返かきねて見よ、九になるである、五を四返かきねて見よ、二十になるである、右の手の指が五本、左の手の指が五本、右足の指が五本、左足の指が五本、是で五つが四つある、それを合せてかぞへれば二十になるである、是を澤山の數をかぞへるに、一返一返四つを五つあはせて見てはひまがある、面倒であるから四五二十に云へば一返でわかる、一返でわかるやうに四五二十といふ、

三三三が九も同じであるに教れば、兒童の心に會得がゆく、此教ふる人の言が所聞の法で、會得した心が能聞の信である。所聞のいはれに、能聞の信に受取たいはれに二つはない、一つである。之を教師が教ふるには説必次第で、兒童の心に會得のゆくやうに説かねばならぬが、教られる兒童は、會得のなるまでに、ひまはいるけれども、會得のなるは只一念である、いかにもそうであるに會得した一念で、聞たいはれが我物になる、是が法在一心なり。

此會得の出來たのが、憶念に執持したので、即ち念持である。一度憶念に執持すれば、外の事を考たり、思ふたり、又は何の心も發らぬ時なごは、四五二十も、三三三が九も、全く心にはあ

るか、ないかわからぬが、入用の場合があるご、いつでも心の
 ごこからか顯れ出で、其はたらきをする。其心のごこかに持た
 れてあるが、憶念といふものである。而も何十年経ても失せは
 せぬ、是は其四五二十なり、三三三が九なりの簡便なかぞへ方の
 出来るはたらき、即ち機能が、教られた教師の言から受取れて、
 其教師の智慧が兒童の智慧なる、人の教を受けるは皆此道理で、
 事柄の精粗大小は千萬無数なれども、教た人の智慧が、即ち功
 能、即ち功德が、教を受けた者の智慧功德なる。
 總じて人の言には、善悪無記の三性がある、善性の言には、
 言の中に功德が具してある、悪性の言には、罪悪が具してある。
 それ故善性の言に同心すれば、即ち善性をもらふたのであるか

ら、功德が得られる。悪性の言に同心すれば、即ち悪性をもら
 ふたの故、罪悪が得られる。是は動かすべからざる、宇宙の法
 則である。

今無上功德の佛語の言に同心し、所聞のまゝが受取られた能
 聞の信であるから、彌陀の名號の智慧功德が、所聞のごこはり
 の如く、能聞の心に受取られたのが、教師の教を受取た、小學
 兒童の心の如く、憶念の心なる故、彌陀の智慧が行者の智慧
 なる、それを信心の智慧ご仰られる。

此道理なる故、煩惱が起り、又は世事にかゝはりて居り、又
 は眠て居る時、又は病氣なごで正氣を失つて居る時なごは、信
 心は心の中のごこにあるのかわからぬ、失てなくなつたやうに

も見へるが、失せも、なくなりもせぬ、心のごくに在るかわからぬが、時々思ひ出さるれば、或は浄土往生を思ひ、或は稱名し、或は禮拜するのは、憶念の心が三業へ顯れ出るのである。心には憶念執持し、三業には禮拜稱名作願と顯れる、それが大經の信樂受持で、蓮師の御勸の念持の義である。

以上安心の一科解説了る。

大科第二、知恩三、初舉報佛恩行

此上の稱名は御恩報謝と歡び申候。

信後の稱名は、自身往生の業の爲に非ず、佛恩を報ずる行なり。

報恩の行と云ふに就て古來一義には、自力の稱名をきらふ

爲に、佛恩報謝させられたものと云ひ、又一義には佛意に順ずるが故に報恩行させられたと云ふあり、近來又一義を立て、平生業成の義を押し立てたから、其影響として往生定りた後の稱名は、何の爲に稱へるかといふ理由がわからぬ故、報恩行と名けたものと云ふ義なり。

第一義は據なき義で評するに足らず、第二義は順彼佛願故の意味で云ふたと見へるが、順彼佛願故は正定業の爲の因故なれば、報恩行の爲の據とはならぬ、第三義は不都合極まる義で、信後稱名はいらぬものじやが、やめるわけにもならぬ、名目の立てやうがないから、報恩行の名を付たものと云ふ意味で、全く佛書も相承の書も讀だここのない人で、全く佛祖には恩義は

ないとして居るやうである。而も學者を以て自任して居る人であるから、にがくしい次第である。

佛恩を報ずること云ふは、本佛説に定められたところで、經說處々に在るが其中、思益梵天所問經正問品第三云、世尊誰知報佛恩、佛言不斷佛種者、此問は思益菩薩である。同經發菩提心品第十八云、是法餘無能報、唯有一事、如說修行、若人於此法中、能如說修行者、是名能報師恩、師恩は佛恩なり。天親菩薩の勝思惟梵天所問經論二云、不斷佛種如實修行者、爲得第一義佛地故、爲得世間佛地故、第一義佛地者、有三種因得、一者根本欲心、二者至心欲得、三者上欲心、不退本願不失根本故、是名根本欲心、如是示現根本欲心、示現本願力相故、如說修行者、此有

如來如法如說如是修行、是名如說修行、示現諸菩薩至心欲得故、於諸善法大欲精進者、是上欲心、雖得少分、不以爲足、更求勝法故、深心行佛道者、示現假名佛地因故、假名佛者、入涅槃時、生佛示現言、深心者、示現求彼生佛心故、行於佛道者、如實修行故、生佛示現住持佛故、又爲示現彼生佛時、復有說、法轉法輪等、攝取衆生故、又二三云、依如來教、自利利他、修行諸行、不失師恩、示現此義、是故次問能報佛恩、爲得菩提不斷佛種故、心爲利益他故、於如來自作所作勝報恩行、以報恩者、有諸功德供養等、示現此義、不斷佛種如實修行、如何に重大尊嚴の意義あるかを知るべく、又報佛恩の如何に高遠殊特の意義あるかを知るべきである、第一義佛は智度論の法性生身佛、世間佛は

隨衆生優劣現化佛なり、論註の法性法身方便方身亦同じ。

かく重大な報恩行を、信後の稱名是報恩行になされた祖意は、正信偈の憶念彌陀佛本願、自然即時入必定、唯能常稱如來號、應報大悲弘誓思釋なされたて明白であるが、猶之を龍樹の論文に對照すれば、人能念是佛、無量力功德、即時入必定、是故我常念の、四句二十字は願成就文で、人は諸有衆生なり、念是佛無量力功德は聞其名號信心歡喜乃至一念で、即時入必定は即得往生住不退轉で、具略出入はあれども全く同一なり、是故我常念の一句五字は、是故の二字は人も龍樹も同一の安心なることを知るべきであるが、我常念の念は、祖釋では報恩行の念佛であるけれども、龍樹の文のみを見ては、念佛報恩とは決して

たい祖師が報恩念佛になされたは何に據らせられたものであらう、案ずるに智度論七五に、知種々功德無量智慧皆從佛得、知恩重故常念佛と説く、此文が恐く祖師の據ならん、此の如くなれば龍樹自ら佛恩の重きを知る故、常に念佛するに仰られた是故我常念に、故常念佛とは殆ど同文と言ふてよきほどの相似た文、此文より觀れば我常念は稱名易行を開顯なさるゝ龍樹にして、稱念なること無論で、而も知恩報徳の行なることは、龍樹を以て龍樹を解するのであれば、確乎として動かすべからず。祖師の爛眼拳々服膺せんのみ、何者の妄庸兒が陋見を立て、一種獨得の識に誇色あるが如き憐むべきのみ。

善導の禮讚の、不相續念報佛恩故の如き、般舟讚の、相續念

佛報師恩同念報慈恩常頂戴の如き、元祖の和燈三、今善縁にあひて彌陀の慈父を聞て、正に佛恩を念じて、報盡を期として、恒に念ずべしと云ひ、基親の報恩念佛の間に答へて、愚意に違はずと答られたる如き抑末なり、龍樹既に報恩行として念佛す、故に祖師應報大悲弘誓恩と云ふ、其他相承の古徳の云ふと云はざると共に、輕重するに足らず。

況や上に擧る佛説の如き、天親菩薩の註解の如き、彌陀念佛に至重至大の關係あるをや。以下之を説明すべし、之を説明するには、先づ報恩とは如何なる意義を指すかを定め、然る後彌陀に對する、報恩の行なる者の系統と實質を明にし、以て祖師所立の義の、的確動かすべからざることを示すべし。

佛經に報恩を説くは數ふるに違なし、華嚴經、法華經、心地觀經、大方便佛報恩經等の如き、文を擧て證するを待たず、然るに恩を報ずると云ふ、報の字の意味は如何なる義であらうか、集韻などには復也酬也答也と云ひ、單に答復即ち先方の自己に對して云爲したことにこたへるを云ふ。禮記の郊特牲の報本反始の註に、謝其恩之謂報歸其功之謂反と云ふ、謝は多義あれども韻會の拜賜曰謝と云を謝報の義とすれば、佛意に酬復して拜謝するを報佛恩と謂ふべし。

之を上引く思益所問經に對照すれば、佛が思益菩薩の間に答て、不斷佛種と告げ如說修行と告させられたは、如何にも佛恩報謝の行なるべし、何となれば、報恩の行は佛意に背あては

ならぬ、背くやうでは酬復でなく拜賜でない、佛意は只大慈悲
よりなければ、此大慈悲に契ふは佛種不斷である、佛種不斷は
果を以て答させられたもの、佛種不斷の因は如説修行である、
不斷佛種者は如何なる人か、それは如説修行の人である、依て
一は果を以て答へ、一は因を以て答させられた、如説修行と如
法修行と如實修行とは同一である、如説は能詮の立言、如法は
所詮の立言、如實は實際の立言で、言の立てかたは不同なれど
も同一である、如説如法如實の修行は、即ち利他の行であれば、
佛種不斷の行である、佛種不斷は佛の大慈悲の、遠く多劫に及
ぶ救済の方法であれば、佛意に契當するは無論なり、故に佛是
を以て唯一の報佛恩の行と定めさせられた。

報佛恩の行は無二亦無三で、唯一の如實修行不斷佛種で、此
外に報佛恩行はないのである。祖師は何故に龍樹の我常念の稱
名念佛是報佛恩行として、獲信の行者の後念相續の稱名を以て、
佛恩報謝の行とせられたるぞ。

曰、龍樹の我常念が稱名念佛で、之を報佛恩とせられたは、
龍樹自身に定められたことなるは、前に智度論を引たるが如し、
若後念の稱名念佛を以て報佛恩に非ざれば、祖師のみならず
龍樹も亦誤りご云ふべきである、闍浮提の一切眼なる龍樹此誤
りあるべくもなし、然らば獲信行者の信後の稱名、何故に不斷
佛種如實修行の、唯一の報佛恩行とすることを得るや。

信後の稱名は如實修行の行なり、故に不斷佛種なり、釋尊の

大經を説て彌勒に付屬なさるゝや、一念大利無上功德の稱名を説て、之を結ぶに是故我法、如是我作、如是我説、如是我教、應當信順、如法修行、と説く、如是我作は彌陀の願行を指し、如是我説は一經の所説を指し、如是我教は第十八願成就文を指し、信順は獲信なり、如法修行は稱名なり、如法修行は如實修行なり。

天親菩薩淨土論に、信後の行を開いて五念門の行とし、第二の讚歎門即ち稱名の行を釋して、稱彼如來名、如彼如來、光明智相、如彼名義、欲如實修行相應故と云ふ、曇鸞之を論註に釋して、云何讚歎、口業讚歎、讚者讚揚也、歎者歌歎也、讚歎非口不宣、故曰口業也、稱彼如來名、如彼如來、光明智相、如彼名義、欲如實修行相應故、稱彼如來名者、謂稱无礙光如來名也、如彼如來、光明智

相者、佛、光明、是智慧相也、此光明照十方世界、無有障礙、能除十方衆生無明、黑闇、非如日月珠光、但破空穴中暗也、如彼名義、欲如實修行相應者、彼無礙光如來名號、能破衆生一切無明、能滿衆生一切志願、然有稱名憶念無明由在、而不滿所願者、何者、不如實修行、與名義不相應、謂不知如來是實相身、是爲物身、又有三種不相應、一者信心不淳、若存若亡、故二者信心不一、無決定故、三者信心不相續、餘念間故、此三句展轉相成、以信心不淳、故無決定、無決定、故念不相續、亦可念不相續、故不得決定、信、故心不淳、與此相違、名如實修行相應、是故論主建言、我一心、是明に信順如法修行にして、釋尊付屬の教を相承したるものなり。

然るに五念門の第二讚歎門は稱名なれども、稱揚と歌歎の二義あり、稱揚は名義を説明し、破滿の徳を解釋して、他に之を聞きしむる者、歌歎は稱念して、自ら佛徳を歎ずる者、即ち稱揚稱念の二義なり。行卷第十七願の願名を擧て、第一諸佛稱揚の願、第二を諸佛稱名の願とす。稱揚は其徳を稱贊するのなれば、皆共讚歎無量壽佛威神功德不可思議と、十七願成就文にあるが如く、名號の徳を衆生に説聞することなり。稱名も同く讚歎するのなれども、是は名號を稱念することなり。然ば名號成就の第十七願が稱揚稱念の二義を含む、行者信後の讚歎門も亦同く二義を含む、是は因果の差別あるのみで、諸佛の讚歎も行者の讚歎も同一名號同一利益なり。其同じからざるは諸佛は果、行

者は因人なるの相違のみ、諸佛の稱揚を聞た者も、凡夫の行者の稱揚を聞た者も、得る所の利益は共に現生不退後生成佛なり。故に行者の稱揚は、即ち第十七願成就の諸佛の讚歎稱揚と同一なり。論註に讚歎門を二義を以て釋せられたは、至當のことである。

此二義を含める讚歎門の行は、即ち信後の稱名であつて、是を釋尊は如法修行と説き、天親曇鸞は如實修行と釋す。何故に如實修行と云はるゝか、曰、此讚歎門の行のいはれを聞て信順する者は、皆阿耨菩提に不退轉を得て、一生成佛の妙果を得る。是即ち不斷佛種なり、眞に是報佛恩の行、不斷佛種の人なるに非ずや。

一讚歎門の行、此稱揚稱念の二義ありて、獲信の行者必具の
 行法で、報佛恩の不行なるが故に、善導我祖共に、報佛恩に稱
 揚稱念の二義を擧ぐ、稱念が報佛恩行なるは又喋々するに及ば
 ず、稱揚の義が報佛恩行なるは、善導の禮讚云、自信教人信、難
 中轉更難、大悲傳普化、眞成報佛恩、祖は云、他力の信をゑん
 人は、佛恩報ぜんためにきて、如來二種の廻向を、十方にひこ
 しくひろむべしと、然れば報佛恩の行は即ち讚歎門の行で、稱
 名念佛と共に大悲を傳へて、同行同生の人を勧るが報佛恩の行
 であるこせられるは、善導祖師同一轍であつて、其本は如實修
 行佛種不斷の行であるから、他に如何なる勝行あるも、出離出
 死の大師たる佛恩を報ずる行はならぬので、獨此行のみ報佛

恩の行である。

如實修行の行が何故報恩行であるか、佛種不斷の故である、
 佛種不斷の徳あるは何故か、如實修行は自力々他の行であるか
 らである、殊に彌陀の名號は、自力々他圓滿の果徳の名號であ
 る、此名號の廻向の受取られた信心が、後念相續して聲にあら
 はれた念佛なれば、又二利圓滿の念佛である、此名號の主にな
 った者は佛種を斷ぜざる人、佛種を紹隆する人なり。それなれ
 ばこそ、信心に十種の益ある中に常行大悲の益あり。導綽は安
 樂集に大悲經を引て云、何名爲大悲、若專念佛相續不斷者、隨
 其命終定生安樂、若能展轉相勸行念佛者、此等悉名行大悲人
 と、大悲は佛の大悲である、之を思益經と對照すれば即ち佛種

不斷の人なり、之を善導は眞成報佛恩云はれたのである、此の如くなれば、報佛恩行は釋尊の定めさせられたもので、上に擧た第三義者の如き、平生業成を強く押立たから、勢として據なく報謝の行ごしたご云ふやうな、孟浪杜撰のごこでない、又或る一種の口稱をつのる一類は、報謝の行ご云へば輕きごこのやうに思ひ、正定業の念佛ご云へば重きごこのやうに思ふ者がある、是なごは報恩行もわからず、正定業もわからぬので、憐むべき自力念佛者である。

南無阿彌陀佛の廻向の、恩徳廣大不思議にて、往相廻向の利益には、還相廻向に廻入せりの和讃は、二利圓滿の名號なるごを明させられた讃である。此二利圓滿の名號の主になつたが、信心を得たの故、此信心は大菩提心である。何故なれば、彌陀の大菩提心成就が名號なればである。此大菩提心は願作佛心なり、度衆生心なり、故に此信心を獲た人は、佛種を斷ぜざる人である。

大方便佛報恩經には、大菩提心の行者を佛恩を報ずる人と定めてある、大菩提心は佛種不斷なるが故なり。淨土門では信心が大菩提心ゆへ、讃に盡十方の無礙光佛、一心に歸命するをこそ、天親論主のみごこには、願作佛心ごのべたまへ、願作佛の心はこれ、度衆生のこゝろなり、度衆生の心はこれ、利他眞實の信心なり、信心すなはち一心なり、一心すなはち金剛心、金剛心は菩提心、この心すなはち他力なり、以上三首の和讃は一

心歸命即ち彌陀をたのむが願作佛心である、それが度衆生心である、それが利他廻向の即ち聞其名號信心歡喜の信心である。それが天親の一心である、それが善導の金剛心である、それが曇鸞の菩提心で、是が他力廻向の信心なりと自利満足を明し、次の讚に、願土にいたればすみやかに、无上涅槃を證してぞ、すなはち大悲をたこすなり、これを廻向となづけたりと、利他満足を明させられた、かくの如く二利満足の信心獲得の行者の稱へる念佛であるから、不斷佛種の佛恩報ずる行である。又此不斷佛種が如實修行で、如實如行が讚歎門の行であることは、既に述べた如くである。

かくの如くなる故に、佛恩報謝の稱名と云ふは、一面は聲

に稱へることだけのやうであるが、一面には稱揚の義から、自信教人信と云ふが念佛行者の重大なつこめであつて、是をつこめるのが稱名の意義を全くするのである。其本は第十七願に稱我名者と誓はせられた、此稱に稱揚稱念の二義あることは、上に願名に付て云ふたことであるが、稱我名とは彌陀の仰られることであるから我の字がある、彌陀以外の者が言ふ時は我の字をさらねばならぬ、我の字をさらば稱名となる、此稱名の稱の字に稱揚稱念の二義があるのであるから、稱名念稱の主になつた獲信の行者は、稱へると共に自信教人信はなければならぬ、教人信がない念佛者は不具者である、教人信は義務と共に權利である、應當信順如法修行は釋尊の勅命である。

昔は末寺僧徒の多くは、其寺の檀那を御預りの門徒と稱した、誰から預つたかわからぬが、本山から預つたといふやうな意味であつた、是は封建時代の風習に傳染せられた、なんでも上長者に絶対に服従するを、社會に存在する徳義の至當の事と考た餘弊なので、宗教者として是程根柢的に、事實を失したことはあるまい。

祖師と雖眞宗の信徒を、末寺住職へ預るに云れたことなく、それはない筈で、其頃は今のやうな本末制もなく、本寺末寺なごを造る祖意であつたと思はれぬ、如來の教法を我も信じ人にも傳へるのみである、何を教へて師を以て自任すべきやと云ふ意見なれば、正々堂々一切の信者を、同一佛世尊の弟子、同朋

同行とし、獲信の人は報佛恩の爲に、此法を十方に弘めよと策勵せられたが、信徒を預るなごのことはない、預けるの語は徳川時代の宗門調査なごに關してなら兎も角、宗教よりは意義をなさぬ、教導囑累と云は、云ふべきも、釋尊既に大經に囑累せられてあれば、人を化益するの權利は、彌陀法本具の大用として、教人信の權利は世尊の囑累から起るので、權利と共に在る義務は、力を盡して從事せねばならぬ、正依の大經には、若有衆生聞三斯經者、於無上道終不退轉、是故應當專心持誦說行と説く、持誦は自行であつて、説行は他の爲にする即ち教人信である。平等覺經は曰、若曹當如佛法持之、無得毀失、我持是經以累汝曹、當堅持之、無得爲妄增減是經法と、累は囑累

で申付て教人信せしむるのである。大阿彌陀經は全く同文なり。如來會は讀誦受持書寫經卷、乃至於須叟頃、爲他開示勸令聽聞と説く。無量壽莊嚴經、は於此經典、書寫供養受持讀誦、爲他演説と言ふ。此の如く一切の獲信者に囑累して教人信せしむ、教人信は獲信者絶對の權利であつて又義務である、而して此權利の行使は、義務の履行で報佛恩の行なり。獲信の人は其分限に應じて、其程に隨ひ、此報恩行は力を盡して勸むべきである。

二師恩二初陳謝師恩

この御ことはり聽聞申わけ候事、御開山聖人御出世の御恩、次第相承の善知識のあさからざる御勸化の御重恩、あり

がたく存じ候

此一節は師恩を感謝することを述る、師恩は三福田の第一である、三福田の第一は父母師長也之を報恩福田と云ふ第二は功德福田三寶を供養恭敬す第三は貧窮福田困苦の人を救ふを云ふ優婆塞戒經に出づ之を田地なるに喩ふる也の教授なくては安心獲得すること能はず、故に祖は師主知識の恩徳は、骨をくだきても謝すべしと言はれたり。

此文の中に注意すべきことは、祖師の出世を根柢として述べられたことである。

善知識とは、止觀に三種の善知識が釋してある。一は教授の善知識、二は同行の善知識、三は外護の善知識なり。今師恩に就て善知識とあるは教授の善知識なり、善道に導く教授なる故

善ぜん云いふ、知識ちしきは聞き名な欽しん徳とく曰い知ち観くわん形けい敬けい奉ほう曰い識しいふが知識ちしきの意義いぎで、教授けうじゆいふは宣せん傳でん聖せい言げん曰い教けう訓くん誨ゐ於お我わ曰い授じゆ云いふて、勝かつ手てな手て作さくりの事ことを教しやへるのではなく、佛ほとけの言ことばを宣のべ傳たへるを教けう曰いひ、聞きく人ひとに訓くん誨ゐ即すなはちこきほごき會あ得とくせられるやうに授さづくを授じゆ云いふ、是これが教授けうじゆの善ぜん知識ちしきである。人ひとに教を授さづけんこする者ものは、佛ぶつ語ごを傳たへるのである云いふことを忘わすれてはならぬ、存ぞん覺かくの持ぢ名な鈔しやうには、師しの教をたもつは即すなはち佛ぶつ教けうをたもつなり、師しの恩をんを報ほうずるは即すなはち佛ぶつ恩をんを報ほうずるなり、同どう行ぎやうの言ことばを用もちゐては、即すなはち諸しよ佛ぶつのみこを信しんずるたもひをなすべし、他た力りきの大だい信しん心じんをうる人ひとは、其その内ない證じやう如に來らいにひこしきいはれあるが故ゆゑなり云いふへり、此この存ぞん覺かくの語ごは公こう平へい無む私しで、何なに人ひとを論ろんぜず、他た力りき信しん心じんを得えた人ひとは

大だい悲ひ傳でん化けの人ひとなるが故ゆゑに、其その傳たふる所ところの教けうは佛ぶつ語ごであれば、佛ぶつ語ごを信しんずると同おなじかるべし云いふなり、諸しよ佛ぶつのみここと云いふは、十七じふしち願げんに酬しゆ報ほうした諸しよ佛ぶつ讚さん歎たんの言ことばを指さすので、教けう授じゆ同どう行ぎやうの善ぜん知識ちしきは其その傳たふる所ところ、全まく釋しやく尊そんの教をたもつ、是これは聽てう者しやの心こころ得えべきことなるのみならず、説せつ者しやも亦また其その佛ぶつ語ごを傳たふるの大だい任にん務むなることを自じ覺かくして、苟こ且しよ儉けん安あんして他たの意いを迎むかひ合あひ、説せつを柱むねが如ごときこと萬まん萬まんあるべからず、かゝる場ば合あひは軍ぐん人じんが死しを忘わすれて任にん務むを遂とるが如ごとく、一いち意い專せん心しんに一いち面めんには佛ぶつ祖その教を守まもり、一いち面めんには聽てう者しやに眞しん信しんを獲えせしむるの外ほか他た意いあるべからず、師し恩をんに就じゆて御おん開かい山さん聖せい人じん御おん出しゆ世せの御おん恩をんこありて、元げん祖そ御おん出しゆ世せの御おん恩をんこも、源げん信しん和わ尚しやう御おん出しゆ世せの御おん恩をんこもないは何なに故ゆゑなれば、教けう行ぎやう

信證云一段の名目を立て、判釋なされたに依て始めて明
になつたことが、衆生往生の重大な義門が數箇條ある、固より
龍樹天親等相承の論釋に、其義のあることは勿論なれども、底
下の凡愚が超越して一生成佛云ふことは、如何なる人も合點
のゆかぬことゆへ、明な論釋はあつても、是には何か別のいは
れがあらう、凡愚直に聖位に入る云ふ、そんなことはあるま
いごいふ自力疑心のはからひがやまぬ、例せば易行品の即時入
必定の如き、淨土論の能令速満足功德大寶海の如き、自力根性
では合點がならぬ。
是を明々白々に、紛れなきやうに釋し顯はせられたは御開山
である。其大本なるは至心廻向を、彌陀の廻向となされたが是

であつて、廻向は又本宗の全面である。故に本宗の安心を知り
たい者は、廻向の義門がわからねばならぬ、廻向のわからぬ限
は安心はわからぬ。

問曰、廻向の根本は願成就の至心廻向なり、是に次ぐは天親
の本願力廻向、之に次ぐは曇鸞の往相還相の廻向なり、然るに
至心廻向は元祖の大經釋には、至心に廻向してごよませて衆生
の廻向としてあり、本願力廻向も行者の廻向なり、往還二廻向
は行者修する所の、五念門中の廻向門を開いたもの、然るを悉
く、彌陀が衆生に廻向なされることとせられたは、世人を盲目
視した釋しかたなり。殊に至心廻向は此一句ばかりが、彌陀に
約せられたは文義も文體もかへりみぬ亂暴な讀方である、是は

確に衆生から廻向するのである、それなればこそ元祖は至心に廻向してご讀である、文章に背き師に背く讀方は甚いかゞはしい、是でも彌陀の廻向と云ふことを得るや。

答曰、是御開山御出世の御恩たる所以で、此至心廻向の一句に限り彌陀法に屬して、衆生の廻向と爲さざる所、大眼炬の如きのみならず、大膽支那日本數百年間の碩學を眼中にわかず、而して其細心なること敬服すべきであつて、其手腕の大にして細なることは、教行信證を體讀し得て始めて知るべきである。廻向に關しては、既に教行信證講演の時之を詳にせし故、今は畧答に止むべし、祖師の至心廻向を彌陀の廻向と定められたは、一文一句に依りて定められたものでなく、彌陀法門の大局

を達觀して、根本的解決を爲したものである。

彌陀法の根本は、其四十八の誓願なることは何人も異義なき所なり。四十八の誓願の大綱要領は重誓偈の三誓に在ることも、亦何人も異義なき所なり。然れば彌陀の根本的願意は三誓の外なし、三誓は何を誓たるか、第一は超世成道の願也、第二普濟施主の願也、第三は名聞十方の願也。第一願は諸佛に超出せる願成就の佛たらんことを誓ふなり、第二は普濟するに惠施を以する誓也、第三は名號の稱揚十方に至るの誓なり。第一は總誓で、第二第三は別誓なり、即ち諸佛に超絶する事實を第二第三に誓へるなり。其第二は惠施なれば即ち廻向なり、第三は所廻向者即ち諸貧苦の者が、能廻向の彌陀の惠施の受取るべき相狀

を定むるので、即ち授受の方式を誓ふなり、更に此偈の下に至り、爲衆開法、藏廣施功、德寶常於大衆中、說法師子吼、上二句は第二誓を再言し、下二句は第三誓を再言す、彌陀の說法師子吼は、稱我名者の諸佛の師子吼となり、是偈は彌陀の直説で願意を總統し通貫して、半點の擬議を容るべきに非ず、而して其永劫の修行の要點を、釋尊は令諸衆生力德成就と説く、彌陀法の全局、只廻向の一法に歸すること明白にして惑ふ所なし、故に祖師は群言衆議の何等の批評を爲すかをかへりみず、敢然として至心廻向を彌陀の廻向と定めらる。

問曰、彌陀法の大局は、統一すれば廻向の外なき故、至心廻向を彌陀の廻向となされたは、祖師の大膽にして、細心なる所と云ふの説は、やゝ通ずるが如くなるも、それでは康僧鎧の翻譯は誤譯となる、一ヶ處誤譯あれば幾處誤譯あるか、殆大經全部信用しがたいことなる、是一難也、元祖が衆生の廻向となされてあるに、祖師は彌陀の廻向とせられたで、他宗より云ふ背師自立でないか、是第二難なり。是は如何に通ぜらるゝや。

答曰、譯者は極端に信ぜられるものでない、要するに通辯者の信佛者にして、學問ある人に過ぎぬ、彌陀法相承の祖師でない、又大經の梵本も印度には、四十八願本の外に確に三本あつたので、即ち平等覺經と大阿彌陀經は、四十八願が二十四願になつてある、無量壽莊嚴經は三十六願になつてある、此外に英國に傳來せる梵本三部あり、佛國にもあり、是は皆同本なるが

如きも、日本に傳はる五存の大經とは合せず、是亦一の別本である、願の數も四十六願なり、其外有無相違のここ少なからず。此の如く異本多きは何故なれば、釋尊御演說のまゝを筆記せしものでなく、それ故佛入涅槃の後に結集して、阿難が聞いた經文を誦出したから、如是我聞の言がある、此阿難の說たのも筆記はしない、口で傳へたまでである、是は印度の風俗として、口傳を尊んだもので、書て傳へるこいふことは、佛滅後の幾十年に始りたか、幾百年後に起りたかわからぬ、依て國々に傳へた經文に、幾分の相違が其間に生じたものらしい、是は大經に限りたことでなく、華嚴も法華も一切皆同じである。其中弘傳の廣い經文は、異本が多いわけで、大經に異本の多いは、廣く

尊信せられたからと思はれる。殊に古は版木に彫剋して、傳へるこいふことは固よりなく、支那は刻版が早くから行はれた國なれども、初唐から創りたこ云ひ、或は隋から創りたこも云ふ。印度文の刻版は、英人が領有した以後で、それも英佛等の學者の手で出來たもので、それまではなかつたやうである、今でも印度で刻した版本の經文は印度にはないのである、是等の事情で、異本異文のあることは免れがたい、例せば此改悔文でも數本あつて、惠明院の解説された改悔文などは、餘程違ふのである、文の上の具略疎密はあれども、其全局面を看て、全經文の統一する所、主腦の在る所を明にすれば、佛意は知られるから、諸宗の祖師は、各其經意を明にするに、骨を折られたものであ

る。我祖は大經を觀るに、異譯の經を見られる限りを御覽なされ考究なされたから、教行信證には、大阿彌陀經平等覺經如來會は、諸處に御引用なされてある、莊嚴經は御所覽でなかつたご見へて御引用ない、以上述るが如き理由に依りて、其首腦たる彌陀の願意を明にし、彌陀の度生の骨髓たる、第十八願成就文の廻向は、衆生の廻向なるべき理由なし、正に是彌陀の廻向なることは、動かすべからざるこゝとして、至心廻向の一句を、特殊の訓點を施されたるものなり。

背師自立などは以の外の事で、寧ろ扶師立義と謂ふべきである、何となれば、元祖本と彌陀廻向の立義なり。文は上に阿彌陀如來を解する下に引き、それは彌陀如來は因位に於て、専ら

我名號を念ぜん者を迎んと誓たまひて、兆載永劫の修行を衆生に廻向したまふの文なり、永劫の修行を衆生に廻向したまふ、明々白白々彌陀の廻向なり、是を彌陀の廻向に非ずとは、如何なる詭辯者も言ふことを得ざるべし。又和燈六十、我須く衆生の爲に、永劫の修行をわくり、僧祇の苦行をめぐらして、萬行萬善の果徳圓滿し、自覺々他の覺行窮滿して、其成就せん所の、萬徳無漏の一切の功徳を以て、我名號として衆生に稱へしめんこ、是覺行窮滿の一切功徳を、名號として衆生に廻向するなり。わくるこ云ひめぐらすこ云ふは即ち廻向なり、又同卷六十、永劫の修行は是誰が爲ぞ、功を未來の衆生に譲りたまふ、超世の悲願は又何の料ぞ、志し末法の我等にわくりたまふこ、是願行共

に衆生に廻向するなり、之を善導の名號の釋に對映すれば、願は發願廻向の發願なり、行は即是其行なり、而して廻向を彌陀の廻向とす、是正に祖の銘文の言南無者の釋、覺師の執持鈔の同釋と、全く同一轍で、而も六字尊號の廻向なり、發願は南無であつて、其願を行と共に廻向する故、超世の悲願は又何の料ぞ、志し末法の我等にわくりたまふことふなり。然れば以上の三文、第一文は彌陀より衆生への廻向なるを明し、第二文は一切の功德を名號として、名號の廻向なるを明し、第三文は名號は願行共に廻向にして、六字尊號の廻向なるを明す。元祖は正に確に彌陀廻向の立義で、而も願行共に廻向なれば、六字尊號の廻向である、我祖は和讃に、南無阿彌陀佛の廻向の恩徳廣

大不思議にて云ふ、又南無阿彌陀佛をさけるには衆善海水の如くなり等と云、南無阿彌陀佛をさくこと云ふは即ち願成就文なり。龍樹の偈をやはらげた讚なるも、願成就の意と御覽なされたものなり。

是の如く明なる彌陀廻向、六字尊號廻向の立義なる元祖が、其名號成就の諸佛讚歎の語中より顯るゝ、十八願成就文の聞其名號と説くは、廻向の名號なることは、十分に承知の元祖、殊に選擇集には、名號は不廻向の行と定めたる元祖が、聞其名號の義門中に在る、至心廻向を衆生の廻向とせらるべき道理なし。若衆生の廻向とせば、自身が自身の立義を破るのである。自教相違也、自語相違なり。

然らば大經釋の至心廻向は如何に解するか、曰、大經釋は只至心に廻向して、又心を至し廻向して、讀ませてあるのみで、彌陀の廻向も、衆生の廻向も、解釋せられてはない。それを彌陀の廻向に非ず、衆生の廻向なりとするれば、前の信心歡喜乃至一念も、後の願生彼國も、衆生の心相なる故、至心廻向して讀めば、無論衆生の廻向と見へるに云ふ迄である。

然るに上に擧る和燈の三文と、不廻向を心に置き、元祖の心となりて願成就文を見れば、何と見へるであらう、聞其名號とあれば、名號以外の法に關する成就文に非るは無論なり、元祖も願成就文として引れたれば、名號以外の事なきは承知の事也、然るに名號は彌陀の廻向とし、殊に前引の第一文の如きは、

次下に是に依て彼佛も我建起世願となのりたまへり、三世の諸佛も未如是の願を發したまはず、十方の薩埵もいまだ此等の願はましまさずと釋せられたれば、超世願なる所以も、諸佛に是の如き願なき所以も、全く彌陀の廻向を指すなり。而して此文も亦大經釋中の文で、次下に願成就文を引用なされてありて、至心廻向のよみかたは、心を至して廻向してとあり、問者云ふ所の至心に廻向してとよませてあるは、漢文の大經釋なり、漢文の大經釋には彌陀の廻向の文なし、今引く所の和文の大經釋には、彌陀の廻向を釋して、諸佛菩薩になき所の超世の願、即ち廻向の願なりとする文、廿二字六行餘あり、次で七行許法藏菩薩の正覺成就を敘して、七行目の末より願成就文を出す、若

し至心廻向を衆生の廻向とせば、僅に七八行を綴る前に、超世の願なる所以諸佛になき所と云へる、彌陀の廻向を忘れたか、然らざれば彌陀の廻向のみではまだ不足なるが故に、衆生が廻向して足らぬ所を、満足するが爲の廻向かてなければならぬ。いかに健忘症なればとて、自分の著述は再三の校訂もするこゝであれば、忘れたといふは萬々ないことである。或は門人の筆記なればとて、一往は本人の閱覽は経る筈である、況や開宗の祖師たる元祖が、粗忽懶惰なことで捨たかれる筈がない、故に忘れたは全くないことゝ斷ぜねばならぬ。然らば彌陀廻向では不足なる故、衆生の廻向のまぜものをする義か、是も不成立の義である。何故なれば選擇集二行章には、

難易勝劣の二義を以し、三輩には廢立助正傍正の三義を以して、一切諸行を廢して念佛一行を立つ、若彌陀廻向の名號の外に、何物かを廻向せんとするならば廢立の義は成ぜず。況や今の文に萬行萬善の果徳圓滿し、自覺々他の覺行窮満して、其成就せん所の萬徳無漏の一切の功徳を以て、我名號としと云へる名號を廻向して、何の不足ありて之を補足するを待んや、況や衆生の廻向は一切有漏なり、一切因行なり。無漏の願行に有漏を混じ、果徳に因行を補足せんとするが如き、無理解の甚しきものでありうべきことでない。

是の如く忘れたと云もありうべからざる事、彌陀の廻向で不足なる故補足すると云ふもありうべからざる事なれば、二義共

に戲論なり、夢語なり。然れば八行前の彌陀の廻向を、八行後の至心廻向と衝突するか、如何かは元祖の眼中、明白に認め居られたるに相違なし、認居られながら至心廻向を、そのまゝでたかれたは如何なる故であらふか。

是は元祖の廻向の釋をよく心得ぬから、此不審が説明のしやうがないやうになるのである。元祖の廻向の釋は、和燈の處々に在りて、二様になつてある、一は散善義の善導の釋の如く、過去今生自他所作の善根を、眞實心中に廻向して往生を願ふを云ふ、是愚禿鈔に、祖師の自利即自力の廻向發願心と判ぜらるるもので、和燈二六三、等に出づ。一は單に發願のみを以て、發願廻向とされる釋で、是は銘文の發願廻向の釋と同轍であつ

て、而も此を以て元祖は菩提心とせられてある、是は大論題を解決する義門なる故に、先輩是に注意した人がないやうに思はれるから、繁を憚らず説明すべし。

元祖が廻向發願心を釋して廻向の釋なく、只發願のみで釋なされたは、和燈一十より二にわたる文、同二四同七三同二九同七五同七、此諸文の中十一の文は、廻向發願心と云は人ごごに具しつべき事なり、國土の快樂を聞て誰か願はざらんやご、是正しく其釋にて、以下十二頁左二行終るまでは、九品往生の釋にて、第三行至り、曰、上品は大乘の凡夫菩提心の行なり、菩提心は諸宗各心得たりと云ふ、淨土宗の心は淨土に生れむご願ふを菩提心と云ふ、念佛は是大乗の行なり、無上功德なり、

然ば上品往生は手を引くべからず。廻向發願心を上には願生
心と釋し、こゝに來りて淨土宗の菩提心は願生なりと判ず。選
擇集二行章及三輩に、菩提心を所廢の行とせられたるに付き摧
邪輪の如き、外道視して排斥すれども、元祖の所廢の菩提心は
行なり、淨土の菩提心は信なり、今こゝに願生心を菩提心と定
められたるを以て知るべし。選擇集附屬章には、菩提心者諸師
意不同也、天台即有四教菩提心等と云て、眞言華嚴以下の菩提
心各別あることを示し、之を結て各須發自宗之菩提心と云ふ。
高辨上人淨土の法を知らずして、異門の鍵を用ひられたり。七
五云、一向に歸すれば至誠心なり、疑心なきは深心なり、往生
せんと思ふは廻向發願心なり、三九云、縱ひ此二心を具してか

ざる心もなく、至心を疑ふ心もなく、深心をこも、極樂に生れんこ
云ふ。思ふ心なくば、廻向發願心少ぬべし、三心を心得わかつこきに
は、如是別々なるやうなれども、詮ずる所は眞實の心を發して
深く本願を信じて、往生を願ふ心を三心具足の心とは申なりと、
以上の引文にて、元祖が廻向發願心を、廻向が定義なりを云はず
願心のみを以て釋なされる、是元祖一定の義門なることを知る
べし。

而して之を祖釋に對映すれば、祖の發願廻向の釋に約法約機
の二釋あつて、行卷の言發願廻向者如來已發願廻施衆生行之
心也とあるは、法に約せられる釋で、銘文末の亦是發願廻向之
義といふは、二尊のめしにしたがひて安樂淨土に生れむと願ふ

心なりとあるは、約機の釋なり、此約機の釋は、元祖と同じく、廻向の釋は二尊のめしの中に收めて釋せず、願生心のみを以て發願廻向の義なりとなされる。

觀經の廻向發願心には、隱顯二義あるは何人も知る所であるが、顯義のときは挾善趣求であつて、過現所修の一切の善根、自他所修の善根を廻向して、願生するが廻向發願心で、是は十九願の行人の相也。隱義の廻向發願心は、行人より挾善せず、故に決定して眞實心中に、廻向せしめたまへる願を須るて、得生の想を作す、此心深信すること由金剛のごとしとあるは、十八願の意なり、元祖には隱顯の名目はなけれども、願生心のみで廻向發願心を釋なされたは、即ち我祖の隱義と同一なり。故

に上に云ふが如く元祖に二義ありて、其一義は十九願の廻向發願心なり。

此元祖の釋意を以て、和燈一の大經釋に彌陀の廻向を説て、諸佛になき所の發願とし、續いて願成就文を引て、至心廻向を機に約した讀法とせられたは、廻向の言はあれども、銘文の發願廻向の祖釋の如く、單に願生心となされたもので、至心廻向願生彼國を、淨土へ往生を願ふことろとし、信心歡喜乃至一念の目的、即ち無上菩提心と解されたもので、前の彌陀の廻向とも、不廻向の義とも、衝突する者に非ず。殊に此願心は上に言た如く、元祖は願行共に彌陀の廻向となされてあれば、彌陀廻向の願なり。それを淨土の菩提心と判じ

てあれば、我祖の淨土の大菩提心の釋しやくを以て元祖の釋しやくを解すれば、至心廻向しんかうは單たんに願心ぐわんしんで、挾善趣けふぜんしゆ求ぐの廻向かうはなされず、善導ぜんだうの釋しやくも此心深信しんじん 由若なご金剛こんごうを釋しやくされて、此願心このぐわんしんは彌陀みだの願ぐわんを深く信しんする信しんが直たぢに願心ぐわんしんなりとなされてある、我祖わがそは愚禿ぐとく鈔せうに之これを釋しやくして、就すなは廻向發願生者しやうじやう有あ信心しん、信心者しんしんじや作す得生想とくしやう、此心深信しんじん 由若なご金剛こんごうを仰おほせられた、得生とくしやうの想おもひは往生わうじやう一定いちぢやうと心得たことで、それが彌陀みだの廻向かうの願ぐわんを須もちれたので、彌陀みだの決定けつぢやうしてたすけることある願ぐわんを須もちるぬから、往生わうじやういかゞ決定けつぢやう信しんになられぬ、彌陀みだの願ぐわんを須もちるれば、行者ぎやうじやの心配しんぱいなしに決定けつぢやう心しんなる、それが作す得生想とくしやうである。

此願心このぐわんしんばかりで廻向かうと云ふことは、他の佛敎ぶつけうには云はぬこと

である。大乘義章だいじやうぢやう九、廻向義かうぎの下したに、言い廻向者かうじや、廻かへ己善法おのれぜんぽう、有所趣向おそむきむかう、故名なづ廻向かうとあるが、廻向かうの定義ていぎで、めぐらすこといふのは自分の持もちて居ゐるものを他たへやることを云ふので、淨土じやうどへ往生わうじやうする爲ための廻向かうなれば、自分じぶんの持もちて居ゐる善根功德ぜんこんとくどくを淨土じやうどへめぐらして、淨土じやうどへ生うまれる果ぐわへ向むかふを廻向かうといふのである、それで挾善趣求けふぜんしゆぐも云ふ。善根ぜんこんを挾はむは挾けふは自分持じぶんもちて居ゐる善根ぜんこんを恃たのみして、是これで願ぐわんをかなふやうにしやうと云ふのである、是これを菩提廻向ぼだいかうと云ふ、若もし己おのれの善根ぜんこんを衆生しゆじやうに施ほし與あたへる廻向かうなれば衆生廻向しゆじやうかうと云ふ、依よりて自力廻向じりきかうは菩提廻向ぼだいかうなり、彌陀みだの廻向かうは衆生廻向しゆじやうかうである。此外このほかに實際じつさいと云ふのがある、是これは眞如法性しんによはふしやうに廻向かうするので、今いまは説明せつめいする必要ひつたがない。

此の如く挾善が廻向の特質であるに、願心のみを以て元祖も我祖も廻向となされるは何故なれば、願と廻向とは同質であるからで、同質で異がある、それは大乘義章次下に釋がある、曰、問曰、願心亦願善提、願利衆生、願證實際、與三廻向有何差別、釋言、此二有同有異、所願所修所向、三皆不殊、故說爲同、所言異者、眞爾怖求、名之爲願、挾善趣彼、說爲廻向、眞爾とは直にと言ふが如し、善根を挾まぬを云ふ、彼に趣く云ふ彼は、目的の位地を指す、然れば願と廻向とは、質を同くして式を殊にする者である。質は願ふ目的と、修する行業と、向ふ所の證果と、同一である。只異なる所は、過現末世出世の善根を挾むと云ふ、方式だけが異なるのである。是故に

元祖我祖共に、其質の同なる所を以て、發願のみで廻向を願に撮めて釋なされたので、六要鈔四十、廻向發願心の自力他力二義を釋して、自力を廻因向果とし、他力を廻思向道と云はれた、自力は因行の善根を挾て果に向ふ、他力は是まで思を自力に止めて居た者が、其思をひるがへして、本願の道に向ふとせられた者なり。

問曰、願と廻向との同異、並に挾善の義を願に攝して、發願のみを以て發願廻向も、廻向發願心も釋なされたと云ふはきこへたれども、何の理由ありて、質の同なる願へ、方式の異なる廻向を撮められたりや、同なる邊は同なれども、異なる邊は謂なく撮めらるべきに非ず、異なる挾善の義は、何故に願に撮め

られるか。

答曰、是は覺師の執持鈔既に答辯を與へられてあり、今執持鈔の文を副詮して解説すべし、曰、抑南無は歸命、歸命の意は何の爲めの歸命であるか、天に生るゝ爲に非ず、往生の爲なれば、往生を望み願ふ所である故、二乗又は菩薩になる爲に非ず、たゞ安樂淨土へ、またこれ發願なり、歸命の外に發願のこのこゝろも彌陀廻向の名あまねく、永劫修行の一切萬行萬善を本願として淨土往生の業因となせば、凡夫は廻向を、また廻向の義なり、以下は説明に、此指南によれば、歸命は往生する爲の歸命なれば、別に願心をそへるまでもなく、歸命の心に願心は法爾自然に具してある、それが即ち發願である、然るに此歸命のこゝろは六字の中の、南無の二字のこゝろであれば彌陀の心である、此彌陀の心は衆生の歸命の心相とな

つてあれども、元來廻向の大慈大悲で、衆生をたすけやうと云ふこゝろであるから、歸命の此こゝろが普く萬行萬善、即ち永劫修行の一切を、淨土の業因として與へる心なる故、衆生の方より廻向はせぬが、彌陀が廻向してくださるゝから廻向の義である、此廻向の義がある故、發願のみで廻向は攝せられてある。是は彌陀の法門に限ること、他の法門にはないことである。元祖我祖此義が同轍であることは、我祖既に吉水に親教を得てあらせられたこゝろ伺はれる、然らざれば他に類例なき、廻向の釋判が配流以來面晤なかりし、二祖の遺書に儼然符合して存在すべき筈がない。

或は難ずる者あらん、それならば何故に至心廻向本願力廻向

等の、廻向の規格を明白に同一なりとする元祖の遺教なきや、亦廻向の義門のみならず、平生業成の義、現生不退の義、二隻四重の義、報謝念佛の義、獲信攝取の義、教行信證の義の如き、元祖に其義なくして、祖師に至りて始めて是等の義門を設られて、師説と全く異なるが如きは何故ぞ。

是等の批判は皆、善く元祖の遺書を見ざるが爲に生じたる批判である、又元祖の釋體と我祖の釋體と、差別あることを知らざるより起る疑問である、しかし此批判疑問を明にせざれば、御開山御出世の御恩とある意味がわからぬから、餘り詳にするにも及ぶまじきが、一と通り説明すべし。此説明は先づ元祖と我祖の釋體別を説き、後に平生業成等の義に入るべし。

元祖と我祖との釋判の相違は、古來一願建立五願建立の別、要門弘願の二門と、要門眞門弘願の三門との別の如きは、宗内知らぬ者のない程の事であり、且今の必要でない故、從來餘り深く論じた人もないやうなところより説くべし。

元祖は甚遠慮ぶかし、隨て其説明寛裕であつて、且組織的ならず、爲に散漫で統一がないやうに見へる、我祖は説明せらるる言語的確で隱忍する所なく、且組織的で一糸亂れず、而して其講究せらるる所、元祖に比するに甚廣し、組織的の結果、自然廣きに及たる者なるべし。

元祖の説明の遠慮深く寛裕なるは、和燈三三十一、罪を造りたる人だにも念佛して往生すまして、法華經なんごうちよみて、

念佛申んは何かは苦しかるべきに、人々の申候らんことは、京邊にもさやうに申候人々多く候へば、誠にさぞ候らん、其は餘宗の心にてこそ候らめ、善悪を定め申べきに候はず、僻事申さば恐れある方多く候に、又同文下三十に、其上は善導の教を背きて、餘行を加へんと思はん人は、各習ひたる様ごもこそ候らめ、其の善し悪しとはいかゞ申候べき、同四十、加様に申候へば餘行の人は腹を立つ事にて候、御心一つに心得て廣くちらさせ給ふまじく候、同五十、加様に委く書付て申候も、返々憚り思ふ事にて候也、あなかしこく、御披露候まじく候、ごある如きは正しく其遠慮深き理由を説明せられたのである、圈點の處注意あるべし。

要するに聖道の諸行をすて、又は大乘一乗の法を猶漸教なりと云ひ、念佛の外に生死を出る道なしと云ふが如き、當時の叡山南都叡山は王威をかり南都は藤原氏の威權に依りの勢焔は遠くは知らず、畿内に於ては其爲さんご欲するまゝを爲せり、元祖我祖等を流刑にしたは、帝王執政の怒の爲に非ず、法今に背き判決せられたるに非ず、彼等の勢力の爲なりしなり。

此時は王政既に、其權力を賴朝の爲に奪はれ、賴朝將軍たること九年これより六年前既にに實權は握りたりして薨じ、其子賴家繼て一年にして殺され、其弟實朝將軍を爲りて五年なり、故に實權王廷を去りたること二十餘年なれば、王威に依る叡山、攝關の權力に依る南都も、勢焔は衰たるが如きも、權力は猶猛烈で、強迫して死刑

流刑を濫行せしむるの威力あり、此中に在りて新教を行はんとするは、猶徳川幕府初期の、天主教宣教師と類似の位地に在たのである、善し悪しといかゞ申候べきの語、恐れある方多く候の語を以て、遠慮深さ程度を考ふべきである。それ故選擇集の如き、正行と雜行とに廢立助正傍正を立るすら、いらぬ判をしたものと思はれるに、其上猶曰、但此等三義殿最難知、請諸學者取捨在心、今若依善導以初爲正耳と、殿最知りがたしの語の如き、殿最は分明なり、而も知りがたしと云ふ、苦心遠慮の故は云ながら、若依善導以初爲正と云ふが如き、雲中の月を望むが如く、今一層道破して確言せざれば、愚人猶迷謬を免れがたし、元祖の説多く此雲中の月の如き觀あり、而じて問者

擧る所の義門は絶無にはあらず。

平生業成の如き和燈七十、口に南無阿彌陀佛と稱へば、聲に付て決定往生の思をなすべし、其決定の心に依て、即ち往生の業は定るなりと云ふ、聲に付てと云ふは祖師の流には少し變に聞えれども、是も例の遠慮よりこして、往生の業は決定心に依て定れば平生業成なり、又同二十、只口に南無阿彌陀佛と申せば、佛の誓に依て必往生するぞと、決定の心をなすべきなり、其決定の心に依て往生の業は定るなりと、全く同意の文で、決定心で往生の業が定まる、平生業成ならずして何ぞや。

現生不退の義は漢燈三十六、諸佛の護念と不退と得菩提の三益と稱し、護念と不退を釋し了て、曰已上二者是現益也、得菩提

者即當來利益也。是は現文分明に、經に、已發願今發願當發願、欲生阿彌陀佛國者、是諸人等皆得不退轉。こあれば、現生不退は多辯を要せず。但其不退轉がいかなる不退なるかは、例の如く不明なり、是は支那の諸師も不明なり、併元祖は今一段明了にありたく思はれる、日本淨土門の元祖として、

二雙四重の義は猶一層雲中月なれども、漢燈一以下、聖道淨土の二教を立て、聖道の中に大小乗を分ち、諸宗立教の中に權實大乘を列し、淨土の中に本末を分つ、選擇集教相章亦同じ、之を推究すれば二雙四重たらざるべからず、而じて是相待門なり。天台眞言皆名頓教、然彼斷惑證理故、猶是漸教也、明未斷惑凡夫、直出過三界長夜者、偏是教、故以此教、爲頓中之頓也。

云ふが如きは、絶待の説で、二雙四重の外、猶絶待の彌陀法を立てるこ、正に我祖の愚禿鈔に、二雙四重を明して、本願一乘、頓極頓速、圓融圓滿之教、絶對不二之教、一實眞如之道也、應知專中之專、頓中之頓等と釋せられたこ一なり、然るに淨土門中の權實に至りては、例の如く遷就不決なれども、不決中に元祖の隨自意は、祖眼を以て看れば歴然として、弘願眞實に存在す、それは下の四法建立に至りて説くべし。

報謝念佛の義は、古來基親の書に、それに答へられた元祖の書にて證するこであるが、其最正しき者は、選擇集の四修章に、善導の禮讚を引き、次に慈恩の西方要決を引く、善導の禮讚には雜修十三失を擧て、不相續念報彼佛恩故云ふ、念

報は念佛を修するに付ての、雑修を誠る文なれば、云ふまでもなく念佛報恩なり、西方要決の引文中、忽聞彌陀慈父、不違弘願、濟拔群生、日夜驚忙、發心願生、所以精勤不倦、常念佛恩、報盡爲期、心常係念云ふ、善導の報恩稱名既に承知の元祖、佛教の報佛恩行を重んずることも、十分之を知れる元祖が、今又此文を引く、其意は知るべきである。只其淨土門の簾色が、權實の間に鮮明ならざるが爲に、念佛を往生の行業とする言多くして、報恩念佛の言明白ならざるのみである。獲信攝取の義は和燈二六、問て云、攝取の益を蒙ることは平生か臨終かいかん、答て云、平生の時なり、其故は往生の心まここに、我身を疑ふことなくて、來迎を待つ人は、是三心具

足よく注意往生の心まこと、は至心也我身を疑ふこの念佛申す人なり、此三心具足よくしぬれば必極樂に生るごいふ事は、觀經の説也、かゝる志ある人を、阿彌陀佛は八萬四千の光明を放て照したまふ也、平生の時照し始めて、最後まで捨たまはぬなり、故に不捨の誓約ご申なりご云ふ、是も祖眼を以て見る故に、明に信心定る時即攝取せられること明なりご見ゆれども、組織的ならぬ説方故、やはり漠然を免れぬ。

教行信證の義は、固より教行證は經論傳ふる所なれば、此三法は元祖に求める必要なし、必要は信の一法にあり、然れども教行を擧されば信の出處なし、故に先づ教行を出せば、選擇集の第一教相章は教で、第二の二行章は行である、然るに教の據は、

道綽の聖淨二門なれども、三心章の釋に善導の意亦此二門を出
 せずとあれば、善導と一なるは無論なり、故に教の實質即ち所
 詮の法は、善導の正雜二行の釋である、然れば教の詮す所は正
 雜二行なれば、偏依善導と自ら稱される、元祖の選擇集は、教
 相二行の二章が一部の大綱なるは知るべきであるが、此二行章
 の二行は善導の何の釋であるか、それは問ふまでもない雜行を
 すとて、正行に歸するのでないか、曰言は可なり、それでは元祖
 の意も善導の意もわからぬ。

正雜二行の釋は、就行立信の釋であることを忘れてはならぬ、
 就行の行を釋した正雜二行で、其就行は何の爲の就行か、立信
 の爲の就行である、立行の爲の就行でない、就行立信とは行に

就て信を立てるに云ふので、信を立てる爲に行を釋するのである、
 それはそうなければならぬので、此就行立信の釋は深信の釋で
 ある、深信の釋なれば信を立てるが主意なるは云ふまでもない。
 就行立信の釋の外に、まだ就人立信の釋もある、これも立信
 の爲の就人で、人指すは佛を云ふ、佛なる人の教である故、
 信を立てよと云ふので、就人立信は教で、就行立信は行で、此
 教行なる故信を立つべきであるに云ふが、就人就行の立信の釋
 である、それを正雜二行の釋と云へば、行を行する爲の釋で、
 信と別の事のやうに思ふは誤れるも甚しい、元來深信の釋と云
 ふことを知らぬか、又は忘れて居るから信の釋でないやうに思
 ふのである。

故に選擇集は三心章に至りて、三心釋の全文就人就行の立信の釋の全文を引て、其中正雜二行の釋だけを畧して、如前二行之中所引、恐繁不載、見人得意云ふてある、是全く二行の釋はこゝに明す信の爲であること知らせるのである、有名な深心者深信之心也、當知生死之家以疑爲所止、涅槃之城以信爲能入の釋はこゝに在るのである、我祖が正信偈も和讃も元祖の教への法門は、只信を勧めること疑を誠めるより外、仰られぬはいはれである、二行章の行は三心章の能信の爲の所行である、此所行から能信が顯れる、能信のない行は何ほご勵んでも、魂神のない人形の聲のやうなもの、人間のはたらきはない、能信のない稱名は往生のはたらきのない行である。

此能信は即ち大經の三信、觀經の隱義の三心で、彌陀廻向の信心であるが、元祖の上に彌陀成就の三心、彌陀廻向の三心云ふ釋があるかごうか、それがあつたらば、他流で信心の體を凡夫の信の心所なご云ふ筈がない、ないならば聖人の信心も佛の方よりたまはらせたまふ、善信が信心も他力なりこの、歎異鈔も御傳もあやしご云はれねばならぬ、此明文ありや云何。我祖師眼に依て見れば、明にして惑ふ所なし、今こゝに其文を出して其意義を説くべし、其文意を知らば彌陀成就の信、廻向の信なることは喋々を要せず。和燈二十四、阿彌陀佛の法藏菩薩の昔、五却の間夜晝心を摧きて、案じ立て成就せさせたまひたる本願の三心なれば、あだくしく云べき事にあらず、いか

に無智ならん者も是を具し 三心の名を知らぬ者迄も、必我等にそらに具せんずるやうをつくしたまひたる三心なれば、阿彌陀をたのみ奉て、すこしも疑ふ心なくして此名號を唱れば、阿彌陀佛必我を迎へて、極樂へゆかせたまふと聞て、是を深く信じて少しも疑ふ心なく、迎へさせたまへと思ひて念佛すれば、此心が則三心具足の心になれば、只ひらに信じてだにも念佛すれば、すゝろに三心はあるなりと。此文の一句くの解説は冗長になるゆへ、必要の意義のみを云へば、五却思惟にて成就した三心と云ふことは明なり、然れば三心は凡夫の成就する三心には非ずして、彌陀が成就せられた三心なれば、彌陀の廻向に依らざれば、凡夫の三心とならず、然るに元祖の彌陀廻向の文は、

前に擧た三文のみで、信心まで廻向と云ふことはまだ明ならず、又不廻向の釋は、彌陀の廻向なるが故にと云ふ文なければ、文のまゝでは不分明なり、いかに彌陀廻向の信なりと解すことを得るか。

解して云、上に引く和燈六の二十文は、願行共に廻向の文なり、此文と不廻向の釋とを引合せて見れば、信心は彌陀の廻向なるを知ることを得べし、之を解すには、先づ廻向發願心の願と、發願廻向の願と、一なりや二やりやを考ふべし、發願と廻向とが上下になつてある差こそあれ、同く觀經の安心、同く觀經の念佛に含む願なるに、二つであらう筈なし、是を一つなりと決すれば、言南无者の歸命と、至誠心深心とは異なりや同なり

りや、既に願が一なれば、歸命に至誠心深心も亦一なるべし、何故なれば、三心は心相は別なるべきも、心體は一なり、顯義の三心即ち要門の雜行雜修の行者ならば、心體心相共に別なるべきも、弘願隱義の三心は、行者の受持は無疑の一心より外なし、故に善導はしばしば一心を以て安心を釋せらる、故に元祖も和燈一六、三心はまちくに分れたりといへども、要をこり詮をらびてこれを云へば、深心にたさめたりと云ふ、合三爲一全く祖釋の如くであつて、前に引た二十四の彌陀成就の三心なるを釋する文の如き、其主要とする受持の所は、只ひらに信じてご無疑の一つに在れば、祖意ご全く同一なり。然れば發願廻向が、廻向發願心ご同一と決した以上は、至誠心深心が歸命な

ることを知るべし。

惜むらくは元祖に、偏依善導でありながら言南無者に釋なく、三經一論を正依としながら淨土論の一心歸命の釋なき故、雲中望月の憾あれども、一圓形物の一小片を得れば全圓形は知るべきが如く、發願廻向の願が廻向發願心の願なるご、發願廻向の語あるを以て不廻向の釋ありしご、三心の深心にたさまるの釋ご、三心は彌陀の成就なりこの釋ご、此四文は全圓形を知る爲の四小片である、一小片猶全圓を知る、況や四小片をや。不廻向の釋は二行章なり、正雜二行の得失を判するに五番の相對を爲し、親疎近遠の二對は攝取不捨の釋に依り、有間無間對は禮讚に依り、廻向不廻向對は言南無者に依り、純雜對は直に

行體に依て釋す、廻向不廻向對の釋に云、不廻向廻向對者、修正助二行者、縱令別不用廻向、自然成往生業、故疏上文云、今此觀經中、十聲稱佛、即有十願十行具足、云何具足、言南無者即是歸命、亦是發願廻向之義、言阿彌陀佛者、即是其行、以斯義故、必得往生上、次廻向者、修雜行者、必用廻向之時、成往生之因、若不用廻向之時、不成往生之因、故云雖可廻向得生是也、廻向を用ひずして廻向の義あるが故に、發願のみにて發願廻向なり、發願のみで廻向の義は願中に攝するここは、上に廻向發願心の元祖の釋を舉たるが如し。

廻向なくして廻向の義あるは何故ぞ、廻向は挾善趣求なること、是に於て和燈一の、兆載永劫の修行を衆生に廻向したまふの文、

六二の萬德無漏の一切の功德を以て我名號ごしの文、同六の文を綜合すれば願云ふも行云ふも、彌陀成就の一切の徳は殘る所なく、衆生に廻向したまふなり、是に依て彌陀の成就したまふ三心も亦廻向なるが故に、善導は三心中の一なる廻向發願心を、南無に含む二義の一として、之を發願廻向と名けられたり、其廻向の挾善の義なる、善根功德を阿彌陀佛の四字として、廻施せられたるを以て即是其行と釋す、其指すは發願廻向の廻向を指す、是に依て挾善の義が成立するから、執持鈔にはこの心普く萬行萬善をして、淨土の業因となせばまた廻向の義なりと云はれた、淨土の業因と爲すは彌陀がなされたのである。然るが故に行者に在ては不廻向なれども、無廻向でないか

ら願行具足である。是に於て不廻向は彌陀廻向を顯す、發願廻向既に彌陀の發願廻向ならば、歸命も亦彌陀成就の歸命なるを知る。而じて歸命とは命に歸するに云ふことで、命は彌陀の勅命、歸するとは敬順の義なれば、即ち信順であるから至誠心深心である。然れば三心即ち南無で、それが行と共に彌陀の廻向であるに云ふ全圓形が顯れ、彌陀成就の信、彌陀廻向の信なるここが分明に知られる。

此の如くなるが故に、元祖の上も教行信となり、證は之が果であれば云ふにも及ばねども、往生の報化の別あることは心得なくべし、和燈五六十、本願の念佛には獨り立ちをせさせて、すけをさゝぬなり、すけさすほごの人は極樂の邊地に生る、すけ

こ申は智慧をもすけにさし、持戒をもすけにさし、道心をもすけにさし、慈悲をもすけにさすなりと、同七五、雜行本願に云ふものは、佛の五智を疑て邊地に止るなりと、是共に十九の機の化土ならでは、往生すること能はざるを云ふ者なれば、正定業の念佛者の往生は報土なること明なり。然ば證も亦一である、此外に元祖に眞門別開はなれども、眞門念佛の義あり、和燈二五、心の澄む時の念佛は餘念もなく、一向極樂世界の事のみ思はれ、彌陀の本願のみ案ぜらるゝが故に、まじふるものなければ清淨の念佛也、心の散亂する時は三業不調にして、口には名號をこなへ、手には念珠をまはすばかりにては、是不定の念佛也、いかで等しかるべきや、答云、此疑をなすは未だ本願の故を知らざる

もの也。此問者の念佛は、前は定心念佛で後は散心念佛で、即ち二十の機眞門念佛である。然るを本願の故を知らざる者こそせられるは、即ち弘願を知らざるを云ふのなれば、眞門別開の意は明である。

既に説明するが如く、元祖にも祖師と違ふてあることは殆どない。只其説が明白でない、それは外境の壓迫を恐れられるからで、雜行を棄るご云ながら、是も亦棄ぬやうでもある、併しそれは本意でない、又組織的の教でない。一雙四重ごか、三願三機ごか、淨土の報化ごか、要眞弘の三門ごか、四法の建立、因願成就の交際、行信體相の説明等、祖師の如く一糸亂れずご云ふ化儀でない、殊に漢和燈録は殆ど適從する所がわからぬ位である、摺入或は膺僞

に屬するものあるかを疑はしむ、是を以て針路を一定せんごするは無理の甚しい者で、船師たる者航旅者たる者、方向を誤るは已むを得ざる結果である。今其方向不定の文を擧て指摘するは容易なるも、今の必要に非るを以て之を措く、雲中の月以て察すべし。此針路の何の方位に向ふかの、解しがたい著書に比して、我祖の選著を見れば、皓月雲を出るの感あり、布置整列して因果を審にし、本末を定め其精詳を極るは、之を教行信證に見るべく、攝略して其要を明にするは、之を文類聚鈔に見るべく、一代佛教を其模型に鎔鑄するは、之を愚禿鈔に見るべく、天親曇鸞道綽善導を一丸として、行者の出入二門を彌陀の廻向とし、根底的他力を明し、相融相即の妙力、往く處として可ならざるなし。蓋衆生廻向

は、一切菩薩の所行なればなり。而して彌陀は超世願王にして、超勝獨妙なればなり、是を二門偈とす。正信偈の相承を明す、簡にして要を盡す。和讃の剪裁排列叙斷伏應、殆ど天工を奪ふと云ふべく、相承の血脈帝網の如し。膽大にして手細緻、本邦此技倆に比すべき者、獨弘法大師あるのみ。

祖師の元祖を見るは、其引文に於て知るべし、引文は其文者即ち言者の意を、相承するを明す爲の引文なれば、引文は祖師が文者の意義を、師承せられたを示さるゝ者である。引文外の義門は何等の義門ありとも、他師の説を師承するのである。祖師が引用せられた、元祖の文は僅に三文也。一は選擇集題下の、南無阿彌陀佛往生之業念佛爲本實は源信の也。二は總結の、夫速欲離生死、

二種勝法中、且闍聖道門、選入淨土門、欲入淨土門、正雜二行中、且拋諸雜行、選應歸正行、欲修於正行、正助一業中、猶傍於助業、選應專正定、正定之業者、即是稱佛名、稱名必得生、依佛本願故の十六句と、正信偈中の還來生死の取意の文四句と、以上の三文行卷の所引なり、尊號銘文も亦此三文を引く。然れば祖師の元祖を見る、只此三義門に在るので、眞宗法門の根本義なる、彌陀廻向は元祖に依らず、現生不退も元祖に依らず、廻向は曇鸞に依り、現生不退は龍樹に依る。然るに元祖は龍樹を以て傍依の師とし、曇鸞の文は序文に止まり、廻向の釋は全く一顧せず。

此元祖を見る祖師眼は、其引用せられた文より考れば、第一

文は、所修の行を定るのみ、第二文は、廢立の行を明すのみ。第三文は、信疑の得失を判ずるのみ。其他は元祖の説く所、彌陀廻向を言へごも明ならず、平生業成を云へごも明ならず、彌陀成就の三心を云へごも明ならず、現生不退を言へごも明ならず、攝取不捨を言へごも明ならず、故に是等の義問の師承する所は元祖に非ず。

問曰、然るに祖師は、本師源空明佛教云ふ、何故明なり云ふや。

答曰、明なる所は、明佛教の下に出してあり。それは選擇本願を、信疑の得失で明したが明な所である。之を相承にて云へば、佛教指すは、釋迦の具三心者必生彼國の文なり。信心

のみで往生即成佛を得るを説くは、一代經中唯大經願成就文に限る。此願成就文と成佛はなわじやうと往生の得果を説く、是觀經の腦髓なり。故に善導之を釋して、辨定三心以爲正因、往生の正因是をわいて他にあらんや。正因を措いて、他に腦髓あらんや。故に善導三心を釋し了り、之を結で、三心既具無行不成願行、既成若不生者、無有是處也、又此三心、亦通攝定善之義、應知云ふ。然れば定善も散善も一切の往生人、三心なければ他に何の行業あるも、往生すること能はず、三心是正因なるが故である。

此三心を釋する中の、就行立信の釋に依て、所修の行を往生之業念佛爲本と定め、廢立を正とするの判を爲し、此行を信ず

るご疑ふごで、往生の得否が定まるを明にした、是即ち元祖の
佛教に明な處である。其彌陀の廻向、平生業成、現生不退、淨
土の菩提心の如き、元祖の言ふて詳ならざることは、我祖皆之
を詳にす。雲中の月、我祖に至りて大圓輪霽空に懸り、光芒海
山に満て照さる所なきが如し。

或は曰ふ者あり、然らば我祖は其師に優るか、弟子豈其師に
優らんやご。優劣は論ずるの要なし、然れども弟子の師に優る
は、達人に在ては往往あり。弘法も師あり、傳教も師あり、未
だ其師の優れるを聞かず。世出世の師資世其例乏しからず、我
祖の雄大なるは、其判教門に見るべく、精緻なるは、其立教釋
に見るべく、開宗に法あり、教授に矩あり、此故に弘願の眞實、

之を聞て惑ふ者なし。或は之あるは故に異を立る者のみ、師教
に依るに非ず、元祖門下は師教に迷ふ所あり、異流支派せざる
を得ず。其書を讀まば、能く其然るを知るべし。

我祖は條理整然、廻向法其根底ご爲り、無疑心其花實ごなり、
超凡入聖の道了々ごして明なるは、祖師の判ありしに依る。祖
師なくば此判教なし、此立教なし、此教授なし、故に御開山御
出世の御恩ご云ふ。之を要言すれば、判教ご、立教ご、其教授
ごなり。

判教之を愚禿鈔に、立教開宗は、之を教行信證ご文類聚鈔に、
教授は之を偈文讚文國文の諸書に見るべく、而して安心は嚴明
を究めて一毫の依違する所なし。彌陀の廻向は元祖言ふて盡さ

す、祖師は之を清淨廻向心、眞實廻向心とす。即ち實際廻向と
 菩提廻向にして、衆生廻向を勅命とす。三廻向成れば、攝律儀
 戒、攝善法戒、攝衆生戒成るなり。法身、般若、解脱成るなり。
 智、斷、恩三徳成るなり。佛教の通則是の如くにして、廻向の
 法門始めて轉凡爲聖の理を見る。信卷本、欲生を釋する下に曰、
 微塵界有情、流轉煩惱海、漂没生死海、無眞實廻向心。無清
 淨廻向心。是故如來矜哀一切苦惱群生海、行菩薩行時、三業
 所修、乃至一念一刹那、廻向心爲首、得成就大悲心故、
 以利他眞實欲生心、廻施諸有海。欲生即是廻向心、斯則大
 悲心故疑蓋無雜也。清淨の廻向心なく、眞實の廻向心なきが
 故に、生死に流轉す。之を救ふに、清淨眞實の至心信樂を成就

す、即是清淨の廻向心なり。眞實の廻向心なり。清淨は即ち實
 際也、眞實は即ち菩提なり、是の如く三廻向を成就し、之を衆
 生に廻施す、是即ち三信なり。華嚴十廻向品、菩薩の廻向を説
 くこと至れり。然るに未だ、彌陀の如き衆生廻向なし。祖師の
 釋是の如くにして、斷々として言信心者本願力廻向信也と云
 ふ。而して此廻向に依て獲る所なるが故に、無疑心の一、徹底
 して一切を了す。利刃竹を割り、順流舟を遣るが如し。

於是果徳の廻向成る、故に前念命終後念即生なり。故に不退は
 等覺なり、往生は成佛なり、故に此心は大菩提心なり、故に金
 剛心なり、故に大會衆に入る。之を證するに、本經三十三、三
 十四二願を以てし。如來會の成就文を以てし、龍樹の即時入必

定を以てして、根據あり、理證あり、動かすべからず。元祖言
はんとして、盡さざる者、彌陀法の重大事項咸く、我祖に至り
て明なり。其人の優劣の如きは、人の評するに任す。我祖出世
なくば、如何ぞ此重大事を明にすることを得ん。御開山御出世
の御恩と云はれたは、其血統の祖なるが爲に私せらるゝに非ざ
るなり。

以上にて、信心是彌陀廻向の信心なるが故に、信心即往生成
佛の正因なることは知るべく。之を明にせられたは祖師の特殊
なる眼光の、照し出したる所なるは勿論なるが、吾人は明治二
十三年、文類聚鈔を講じたる時、南條文雄より、梵本大經に就
て、驚くべき發見を得るの幸福を與へられ、當時の講演に之を

披露して、祖師眼の敬服すべきを辨じたり。然るに今此改悔文
を解釋するに當り、京都西村護法館主より、極樂莊嚴なる一書
を郵送せられたり。忙手披閱すれば、大谷光瑞君が、大正七年
六月より八回にわたり、大連本願寺別院にて講演せられた、大
經の略解的筆記を印刷せる者で、ごりあへず因願と成就と智慧
段とは、如何に解せられたかを査閲せしに、恰も吾人と同意見
であつて、吾人の考の不當ならざりしを喜ぶと共に、彌他力信
心が、尋常言ふ所の信と同視するを、許さぬを張目大呼せねば
ならぬ理由を、同朋同行の人に傳ふるの幸を祝した。

今之を同朋同行と共に、廻向の信心なることを明にするが爲
に、極樂莊嚴の説を擧げ、猶幸に文類聚鈔の講本、筐底に保存

し在るを以て、是をも鈔出して祖師眼光が、翻譯文の裏面にまで透徹して、佛意を明にせられたことを詳にすべし。
 極樂莊嚴一八、諸有衆生、其名號を聞て、信心歡喜し、乃至一念せん、至心に廻向して、彼國に生ん願すれば、即ち往生を得、不退轉に住せん、唯五逆、正法を誹謗せんを除く。此の讀法を祖法に依られざりしは何故か

中畧

原文の成就文、

tat-kasya hetoh ye kecit-sattvās-tasya bhagavato' mīābhasya nāmadheyam śrinvanti
 其何ノ 因由 何人ニモセ 有情衆生・彼ノ 世尊 無量光 名號 聞
 crtvā cāntāṣa eka-citotpādānāpy-adhyaśayena prasāda-da-sahagatena cittam-utp-
 聞テ 下至 一念 發起 信心 歡喜ヲ伴ヘル 念
 ādayanti to sarve'vāivartikatāyām santy-anuttārāḥ samyaksaṃbodhēh
 發起 彼等一切 不退轉位 アリ 無上 正等 覺

原文成就文の譯文、

それは何の故にか、如何なる彼等衆生にせよ、彼無量光世尊の名號を聞きて、少くとも(下至)一念發起の間たりとも、信心によりて歡喜を伴ふにより、念を發起するときは、彼等は凡て、(即ち彼等一切衆生は)無上正等覺より、退轉せざる位に住すべし。

此第十八願文に書てある中の重要な所は、我名を聞云ふこと

是ハ梵本の第十八願は、光瑞君の譯文に、若し世尊よ、我れ菩提に到達せる後、無量無數の佛國に於て、彼等諸有情は、我名を聞て、此佛國に生るゝ爲に念を起

すべし、又所有善根を廻向すべし、彼等は下至十念、發起し相續することにより此佛國に生れしめざる其間は、我は正徧智を證得せざるべし、唯無間業を作るものと、正法の誹謗と、障礙を作す者を除く。

あります。ところが、さんがばるまん康僧譯の願文に、我名を聞て云ふ字がぬけて居る、是は此人の翻譯した所の原文が、不完全であつたこと、私は思います。それから、ぼでるち唐の菩提流支譯には、我名を聞已りて云ふ字がはいりて居る、釋尊が、其願が、此の如き成功して居ること云たこと云ふ文にも、其名號を聞き書てある。原文の方には兩方共、我名を聞て云ふことになつて居る。猶成就文の方は、非常に丁寧な名を用ひて、彼無量光世尊の名を聞き、聞きて云々書てあります。それでござい

ても、此聞云ふことが、一番肝要であることが解ります。略節其聞たあことが漢文の方には、信ずること云ふ字を明に、さんがばるまん譯に附けて來て居る。即ち至心に信樂すること云ふ字を、使て居る。ぼでいるち譯の方は、信ずること云ふ字を使はず、あらゆる善根を至心に廻向すること云ふことになつて居る。それから原文の方にも、所有善根を廻向すべしと出て居るが、信ずること云ふ字は出て居りませぬ。茲に疑義があります。それで成就文をつけてたかなければ、疑をはらすことが出来ない。其疑義と申すのは、前の願文にある如く、我國に生れたいと信じなければならぬと云ひ、又あらゆる善根を廻向すべしと書てあるが、廻向と云ふことは、向ふへ向ると云ふことで原文は Parināma

ヤヌス (廻向) となつて居ります。略節そのあらゆる善根は何であるか云ふは、名其物である。即ち名其物が、あらゆる善根を持つて居るのである。既にあらゆる云へば、唯一つの少い善根ではない、澤山な善根をもつて行くのであるが、それが即ち名を聞くことである。略節

全體この信云ふ字です、支那字を使用した時には、もう既に二三プロセントの、不純分が雜つて來るのです。此はごうも致方がございませぬ。今日まで、さんすくりつこの、ごは印度の數千以前かの正式研究が完全に、日本に行はれて居なかつた。略節厄かいな支那字を使はずに、原字を使つて私は申上ります。

1. Parasada 2. Sraddha
ブラサーダ シラーダハー

此二字でございます。之を支那譯しますと、兩方とも信云ふ字でございます。これより外には使はないのでございませぬが、二三プロセントの不純分が、ごうしても雜るのです。これを信の字だけ使つて、極の純分を出したのは親鸞聖人でありませぬ。案するに、プロセントの説は、文字の解説に付てのごとで、信節字典に付て體に付てのごとに非るは無論なるべし、誤認することなかれ。略節字典に付て字義を申上ります。全體始めの、ブラサーダと申す字は、頗る面白い字でございます。信する云ふ字であるご心得て居りますけれども、非常に意味が違ふた字でございませぬ。それで、ぶらさだーの説明を先に書きます。さんすくりつこの字典は、英吉利文、佛蘭西文、獨逸文がございませぬが、日本語のはありませぬ。それで英吉利譯を、もう一邊譯し直さなければならぬ。

さて、ブラサーダは、これだけの字義を有つて居ります。

- 1. Favour 恵み あなたの御蔭 恩恵
- 2. Kindness 親切
- 3. Gracious of disposition 慈悲深い心 やさしい心
- 4. Calmness 静寂
- 5. Brightness 光輝
- 6. Cleaniny from impurity 不淨を除く 不淨より解脱する

それ故に、ブラサーダ云ふ字は、ちよつとこゝで信ずること云ふやうな字ではございませぬ。これで説明が完全につくのです、吾々の如き凡庸の者でも説明が出来ます。それでは全體、ブラ

サーダ云ふ字はごう云ふものかご云へば、如來の恵みである、如來の親切であるご云ふことになります。これが如來の慈悲であります、さうしてがたくしたものではありません、極靜な大安慰を得た所のものであります。またそれは暗りではない、光り輝いて居るものである。一切不淨の取り除かれたころの、非常に綺麗なものであります。要するに、佛の心であるご云ふことになる。

これは全體、ブラサーダ Prāsād 云ふ字です。それが Prāsāda に變つたのです。これは文法上の變化で、非常に面白い、日本にはない催起相ご云ふ變化です。催起相ご云ふのは、印度の文法にある特別な或る高等な言語學にあるのでございませぬ。これは

いかなるものか云ふに、「さう云ふやうな心にならしめる」云ふことで、まことにむつかしい字です。つまりそう云ふ心持を、催し起さしめる云ふことであります。略節
次に Sraddha に云ふ字を説明致します。これには次の如き意味を含んで居ります。

- 1. Prust 信ずる
- 2. Faith 信仰
- 3. Belief 信仰
- 4. Intimacy 親しい、親睦
- 5. Familiarity 親利
- 6. Respect 尊敬

7. Strenge desire 熱望

これが所謂、信云ふ字であります。普通に信云ふは、シラードハを云ふので、先程申した、ブラサーダのやうに、佛の心のやうに、此方の心を起さしめる云ふ、六か敷のではありません。それで、淨信等と譯して居ります。

此前に差上りました刷物の、原本の十八願成就文には、成程シラードハの字を使ふて居らぬ、ブラサーダ云ふ字を使ふて居ります。私は歡喜云ふ譯をあてゝいた、經の原文で見ると使ひ分けてある。前の分にはブラサーダと書き、阿彌陀の佛智を信ずると云ふ方には、シラードハ云ふ字を使ふてあります。なぜか云ふに、それが化生するか、胎生するか、此二つの原

因、結果を議論して居る場合でありますから、それをたしかに信じたか、信じなかつたか、斯ふ云ふ問題になりますから、通常（通常）の信ずると云ふ字を使はなければ、意味をなしません。略節

Adhyasayena 此字は、私が此經典の願文を譯しましたうちで、一番困つた字でございます。字引を引きましても、自分の學力では意味が分りません。非常に困りました、しかも一番大切なところに、此字が入れてございますから、頗る深い意味の字だと思ひましたが、ごうも私の學力で調べても分りません。京都大學の、榊亮三郎博士に調べて貰て、いろ／＼苦心の結果、漸く分りました。これがまた、まことに面白い字でございます。この字は、*adhi + a + saya* であります。アデーは接頭詞でございます

して、増上（増上）の意味であります。エ、は同じく接頭詞であります。て、「に向つて」に對して「といふ意味であります。saye は、シイの字の變化であつて、睡眠、横臥、傾向の義であります。それで *asaya* は、横臥、休息、信賴、専心、傾心、等の意味があるのでそのアシャーに、増上（増上）の意味のある、アデーノ接頭詞を、結び付けたのであるから、*adhyasaya* は、一層意味を強めて、佛力に全く傾心し、毫末の遲疑雜念憂慮を間へず、大安樂の相を表はして居るのであります。即ち絶對他力を示したもので、このアドヒヤシャーを信心（信心）と譯して居ります。

以上が光瑞君の説である。自分が明治二十三年に、願成就の信心を講じた時は、ブラサーダで講じた。光瑞君はサンスクツ

トの堂に入た學者である。自分はサンスクリットは知らず、僅に南條に依て、其影の如き形を認たに過ぎぬから、比較になるべくもない。併し此ブラサーダを知て、祖師の大眼高識に敬服し、如來廻向の信なることの鑿々として、根據あり佛勅であつて、釐毫の擬議を容るべからざるこなるを、法友と共にするの喜は異なる所なし。故に當時の講辯のまゝを以下に鈔出す。

「ブラサーダ」は歡喜、心の安靜、仁惠、恩澤、好しと承知するこご、法と慈との一子として深切の人に踰へたる、恩賜、安全等の意味を有す、廻向の義あるこご知るべし。今家に信心の體を、信の心所とせずして、名號を體とするこご、梵本に依れば祖師の卓見を知るに足る。十一の善の心所の、信の心所は、梵

に「スラドドハー」云ふ。今はブラサーダなれば、全く別字なり。然るを他流に信心を、信の心所等を體とす云ふは、誤なるこご知るべし、祖師は心所を以て、信心を談ぜず、全く佛智廻向の信とす。今家の僧侶にして、是等の別もわきまへず、口には廻向の信心と云ながら、其云ふ所を聞けば、或は信の心所の如く云ひ、又は意業を以て信心と爲す、慨くべきこごなり。以上講辯此外に願成就梵文の全文に就て講じたれども、次に出す現生不退の外は、今は必要なきを以て之を出さず。光瑞君の説は委曲なるのみならず、引用して法友諸君の知られるこごを希望するを以て、まゝ節略したるも長文を掲出するに至れり。

猶此信心が廻向即ち恩澤恩賜は、不爲大施主普濟諸貧苦の義

なれば、佛心の廻向なるを以て、住不退轉は其徳用として、現生即ち此信の一念に獲られるのである。以下は前年の文類聚鈔の、住不退轉の講辯なり。

梵本には住不退轉の一句に當る文のみなり。即得往生の文なし文に云、

テサル H ヴイブルチカダヤム、サヌテー、アヌトタラヤーフ、サムヤクサンボー
le Sa r ve va i va r ti ka tā yā n sa n t y a nu t ta rā yā h. sa m ya k sa n bo
d he h. あり。テ、サルエ、は彼等一切の者共は、なり。十即

十生百即百生のこゝろなり、ヴィブルチカダ、は不退轉の位に於て、なり。サヌテー、は、他働體現在時法にして、彼等は住するこいふこゝろなり。アヌトタラヤーフ、は、阿耨多羅なり、無上なるよりのこゝろ、サムヤクサムボーデヘフ、は、三藐三菩提にて、正等覺よりのこゝろなり。之を譯すれば、彼等一切

の者共は、無上正等覺より、退轉せざる位に於て、彼等は住する。こなるなり、小經の是諸人等、皆得不退轉於阿耨多羅、三藐

三菩提云ふと同じ、是明なる現生不退なり。以上講辯

梵本には、是の如く明なる現生不退なるに、祖師出世以前は何人も、之を明にせし人なし、信心も信の心所の信でなく、ブラサーダなる特別の信なり。恩賜の信なり。是も只恩賜云ふたのみでは盡さぬ故、之を解釋すれば、恩は彌陀の恩徳である、恩徳は廻向を以て、我々をたすけたまふが恩徳である、賜は玉篇には、賜は施也云へり。即ち大施主と爲るに誓はせられ、廣施功德寶と演させられた施なれば、即ち廻向である。然ば恩賜と云ふは、彌陀の恩徳を以て、我等に廻施したまふ信と云ふが

ブラサーダである。

光瑞君の譯では、ブラサーダを歡喜とし、アドヒヤシャーナを、信心と譯された理由は、既に前へ引た如くで、是も御尤である。併しブラサーダにも、信の意義はある。光瑞君のブラサーダの字義中の、4、5、6の、三義は、皆信の義である。4の靜寂は、信ぜざる間は心が騒がしい、信すれば靜寂である。5の光輝は破闇である。6の不淨より解脱するは淨であつて、信の性は淨である。大乘の信の定義は、深忍樂欲心淨爲性云ふのであれば、不淨を解脱するは信の本質である。

元來信心と歡喜とは、信の中の因果二義で、信には因果二義が具する、忍樂欲云ふが即ちそれで、忍は認可の義で信中の

因、樂欲は佛法の信は上位に進むに就ての信、即ち迷の衆生が佛云ふ上位に成る、希望を達する爲の信なる故、樂欲が具する即ち信中の果、此因果は、一念同時に在る因果であるから、之を信樂云ふ。信樂を願成就文では信心歡喜と説せられ、又流通附屬に至つては信樂受持と説せられてある。それ故ブラサーダにも、アドヒヤシャーナにも、信の義も樂即ち歡喜の義もある。光瑞君がアドヒヤシャーナに、横臥休息信賴等の字義を出されてある。横臥休息などは安穩心を云ふので、希望處を得るに安心した心であるから、決定の樂欲である。自分の講辯をしらべて見たが、アドフヤーシヤエナとなつて居て、高志と譯してある。今サンスクリットの字典、字書共、手元にないからしらべられぬ。故にアドヒヤシャーナ、こ、ブラサーダ、こは合しては信樂、開けば信心歡喜

である。而して行者の領授の手前では、信ずる一念のみで、此因果二義は具してあるのである。

梵本ではかくまで、明になつてある彌陀の恩賜即ち廻向、光瑞君の譯では恵み、あなたの御蔭、恩恵、即ち廻向の信心であり。不退轉も明々白々の現生不退なるに拘らず、祖師の出世までは一向にわからなかつた。元祖には彌陀成就の三心、廻向の名號、現生の不退、其釋全くないではないけれども、しかししたことがわからぬ、祖師出世ありて、闇夜に白日の出たるが如く、他力廻向の信に依て、現生に不退の位に住することが、明に心得わけるやうになつた。祖師の眼光の至る所、漢文の大經では中々わかるべきでない所を、明になされたは只々敬

服の外はない。實に御開山御出世の御恩である。今日こそ雖、光瑞君の説を讀だ者でなければ、彌陀法門の超世希有即ち廻向の信で、心所の信でないことが、斯く明にはわからぬ、況や祖師の時代に於てをや。若御開山御出世でなかつたなら、我々は到底わかることでない。御開山御出世の御恩に、蓮師が仰られたのは、いかにも御尤な次第である。

師恩を感謝するは佛恩に等し、之を感謝するに誠實ならば、師説を宣傳するが必要である。然らざれば、感謝云ふも空言である。

此上は定めおかせらるゝ御掟一期 かきり相守り申すべく

候ごは、

【釋】此一節は、佛恩師恩を雙結するのなれば、佛の遺命は勿論、既に一宗派として存立する以上は、一の團體なるが故に、團體の消長は團人各個の

佛祖に對し、現時の主長者に對し、團の全體に對する責任である。故に一定の團の制規は、守らざるべからず。故に安心治定の上は、佛祖の誠飾宗派の制規を守るべきを誓言す。

【釋】掟とは、制規を云ふのである。但し字書には集韻に、揮張なりとあるまで、意義不分明である。道書に天掟と云ふ熟字があること云ふも、其書を見ざれば義はわからぬ。とにかく吾邦には中世制規法令又は、尊者の、命令をわきてと稱し、掟字を用ひたものである。即ち三箇條、六箇條等の御文は、此掟を定め

られたものである。

又條目を立てずして、掟とせられたものあり。一帖十、二帖六、三帖十、四帖一等なり。其重複したを除きて數へれば、略左の十箇條となる。而じて何れも、佛祖の意に依て定められたもので、蓮師の私考から出たものでない。

- 1 誹謗正法。
- 2 諸神諸佛菩薩を、かろしむべからず。
- 3 信心決定の人は、他宗他人路次大道に、人を憚らず、信心の讚歎すべからず。
- 4 守護地頭を、疎略にすべからず。
- 5 國の佛法の非義たるは、正義に趣くべし。

6 宿善無宿善を分別して、勸化すべし。
 7 王法をさきこし、仁義を本とすべし。
 8 坊主分は、相承をまもりて、勸化すべし。
 9 外相に念佛者たることを、衒ふべからず。
 10 坊主分は、飲酒を謹むべし。
 以上を大別すれば、宗義に於て守るべきもの、1、2、3、5、9の五箇條なり。僧侶として守るべきもの、6、8、10の三箇條なり。而して事實は僧侶に通ずべきことにて、僧侶には殊に責任重きを示す者とす。4、6、7は、公私の世事に守るべきを示す者なり。

王法とは、佛法に對する言で、佛法から國家の法度一切を、

含めて言ふ語である。蓮師御在世の時代は王政行はれず、殊に法制の半開時代なれば、漠然の感あれども、今日に在ては、詔勅法令一切を總して王法と言ふへし。法令は區域廣くして、之を知るは容易のことに非ず。専門の學者と雖難しとする所なれば、一般の信者に及ぼさんとするは、爲し得べきことに非ず。然れども憲法、又は教育勅語の如きは、成るべく一般に心得べくべきことなり。

法令には根本法として、憲法は大略己も心得、人にも心得かせたきことなり。殊に臣民の權義を然りとす。依て國民として遵守し、心得ねばならぬ詔書等、一二三を録出すべし。

憲法發布の上諭 明治二十二年 二月十一日

朕、祖宗の遺烈を承け、萬世一系の帝位を踐み、朕が親愛する所の臣民は、即ち朕が祖宗の、惠撫慈養したまひし所の、臣民なるを念ひ、其康福を増進し、其懿徳良能を發達せしめむことを願ひ、又其翼賛に依り、與に俱に、國家の進運を扶持せむことを望み、乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し、茲に大憲を制定し、朕が、率由する所を示し、朕が後嗣、及臣民、及臣民の子孫たる者をして、永遠に循行する所を知しむ。國家統治の大權は、朕が之を祖宗に承けて、之を子孫に傳ふる所なり。朕及朕が子孫は、將來此憲法の條章に循ひ、之を行ふことを愆らざるべし。朕は、我臣民の權利、及財産の安全を貴重し、及之を保護し、此憲法、及法律の範圍内に於て、其享有

を安全ならしむべきことを宣言す。

帝國議會は、明治二十三年を以て之を召集し、議會開會の時を以て、此憲法をして、有效ならしむるの期とすべし。

將來若、此憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば、朕及朕が繼統の子孫は、發議の權を執り、之を議會に付し、議會は、此憲法に定めたる要件に依り、之を議決するの外、朕が子孫、及臣民は、敢て之が紛更を試ることを得ざるべし。

朕が在廷の大臣は、朕が爲に、此憲法を履行するの責に任ずべく、朕が、現在及將來の臣民は、此憲法に對し、永遠に従順の義務を負ふべし。

教育に關する勅語 明治二十三年
十月三十日

三〇八

朕、惟ふに、我が皇祖皇宗、國を肇むるこゝ宏遠に、徳を樹るこゝ深厚なり。我が臣民、克く忠に、克く孝に、億兆心を一にして、世々厥の美を濟せるは、此れ我が國體の精華にして、教育の淵源、又實に此に存す、爾臣民、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼし、學を修め、業を習ひ、以て智能を啓發し、徳器を成就し、進で公益を廣め、世務を開き、常に國憲を重じ、國法に遵ひ、一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし、是の如きは獨り、朕が、忠良の臣民たるのみならず、又以て、爾祖先の遺風を、顯彰するに足らん。

斯の道は、實に我皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の、俱に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず、朕、爾臣民と俱に、拳々服膺して、咸其徳を一にせんことを庶幾ふ。

右に記する上諭と、勅語とは、日本臣民の盡く奉戴欽仰すべき事であつて、此に遵はぬやうでは、日本臣民たることを失ふたご云はねばならぬ。蓮師が王法を本とし、仁義を先とせよと仰られたは、正に此上諭と勅語とに契ふのである。猶憲法中に定めさせられた、臣民の權義を左に録出す。

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は、法律の定むる所に依る。

第十九條 日本臣民は、法律命令の定むる所の資格に應じ、均しく文武官に任ぜられ、及其他の公務に就くことを得。

第二十條 日本臣民は、法律の定むる所に従ひ、兵役の義務を有す。

第二十一條 日本臣民は、法律の定むる所に従ひ、納税の義務を有す。

第二十二條 日本臣民は、法律の範圍内に於て、居住及移轉の自由を有す。

第二十三條 日本臣民は、法律に依るに非ずして、逮捕監禁審問處罰を受ることなし。

第二十四條 日本臣民は、法律に定めたる裁判官の、裁判を受

るの權を、奪はるることなし。

第二十五條 日本臣民は、法律に定めたる場合を除く外、其許諾なくして、住所に侵入せられ、及搜索せらるることなし。

第二十六條 日本臣民は、法律に定めたる場合を除く外、信書の秘密を侵さるることなし。

第二十七條 日本臣民は、其所有權を侵さるることなし。公益の爲必要な處分は、法律の定むる所に依る。

第二十八條 日本臣民は、安寧秩序を妨げず。及臣民たるの義務に背かざる限に於て、信教の自由を有す。

第二十九條 日本臣民は、法律の範圍内に於て、言論著作印行集會、及結社の自由を有す。

第三十條 日本臣民は、相當の敬禮を守り、別に定むる所の規

三二二

定に従ひ、請願を爲すことを得。

第三十一條 本章に掲げたる條規は、戦時又は國家事變の場合

に於て、天皇大權の施行を妨ぐることなし。

第三十二條 本章に掲げたる條規は、陸海軍の法令、又は紀律

に牴觸せざるもの限り、軍人に準行す。

以上第十八條より、第三十二條に至る十五箇條は、臣民たる者の權利、及義務を定めさせられたものなれば、國民として能く心得たくべきことである。權利は天皇より與へさせられた、權利であるから、失はぬを要し。義務は天皇より命ぜられた義務なる故、勤めて義務に背かぬやうにせねばならぬ。

憲法は七章七十六條より成て、第一章十七條は、天皇。第二章十五條は、臣民權利義務。第三章第三十三條より、第五十四條に至る二十一箇條は、帝國議會。第四章二箇條、即ち第五十五條第五十六條は、國務大臣、及樞密顧問、第五章司法五箇條、即ち第五十七條より、第六十一條に至る第六、會計。第六十二條より、第七十二條に至る十一箇條、第七章補則、第七十三條より、第七十六條に至る四箇條、總じて七章七十六條なり。而して臣民を第二章に置き、天皇の次章に列せられたは、いかに人民を重視なされたかを推想すべきである。

教育勅語は、吾人日本國民として、必遵守すべき人たるの道を教させられたので、忠は臣民として、天皇に對し、國家に對

し、盡すべき唯一の道で、是は忠の大なる者である。其外部下
 が部長に對し、職守ある者が職に對し、權利の施行に關し、義
 務の遵守に關し、其忠を盡さねばならぬ。孝は父母に對する忠
 であつて、忠と孝とは文字も意義も殊なれども、忠と孝との意
 は別物でない。共に誠を盡すので、君に誠を盡せば忠と名ける、
 父母に誠を盡せば孝と名ける、兄弟に友なるも、夫婦の和なる
 も、朋友に信なるも、恭儉も、博愛も、忠孝の意を以て、之に
 推及せば友となり、和となり、信となり、恭となり、愛とな
 るのである。

忠孝は徳義の大本である、何となれば、人として最尊なるは
 君、最親なるは父母である。最尊に對する忠と、最親に對する

孝とは、人の行の最大最勝なる者なれば、此大本立てば、友愛
 和信の諸徳は、皆此忠孝の誠より生じ來る。故に忠孝を諸の徳
 行の大本とす。

眞宗の念佛者たらむ人は、王法爲本仁義爲先の教誠に從ひ、
 蓮如上人が若し、明治大正の時代に御在世であつたならば、此
 教育勅語又は憲法に對して、如何に懇篤な教があるべきかを思
 ひ、國の爲、法の爲、自身が往生人たるを得たる、他力安心の
 流露として、人道に恥ざる誠を運ばずしては、佛祖の冥見に恐
 れ入るべきことである。

又蓮師の時代には、天主教、希臘教、耶穌教などの外教がな
 い、今は外教が盛であつて、其教師は多く學問廣く、宗教外の

醫術、工業、物理、化學、地質學、農學の類に通じ、正義を以て
 て自任し、學校を設け、救貧、育兒等、社會の各方面に其教線
 を及ぼし、古の如き教義の爭論、排撃の如きは之を避て、專實
 益を氏間に與ふるを主とする者の如く、之を外道と名けて毀斥
 するよりは、良友とし他山の石として、見ねばならぬやうな事
 情である。少くも同町内の同業者と云ふ相状になつて居る。
 此中に於て、國の腦髓とも云ふべき忠孝の旨義を忘れ、權利は
 侵されて何とも思はず、義務は他人の事を視るが如く、かへり
 みずと云ふ行動に甘んずるならば、卑視、劣遇、所謂馬鹿にされ
 ても、一言なき事となるべく、左様の情態で、四姓平等を教へ
 られた、釋尊の弟子を以て自居り、恥ることも知らぬならば、

國の爲には國を害し、法の爲には法を害する、獅子身中の蟲と
 爲るのである。念佛の信心を治定し、名號の主となつたほどの
 人は、一期を限り王法爲本、仁義爲先の宗門の掟として、恥し
 からぬ言と行とをせねばならぬ。

此言と行とをするに付て、自分の意のたき處と、世間即社會
 に對する意のたき處とを、心得る必要がある。自分の意のたき
 處は、自利々他である。社會に對する意のたき處は、平等差別
 の二相の、一方に偏せぬやうにせねばならぬ。それは何故なれ
 ば、自利々他は佛の大主意であるから、佛の大主意を失ふては
 佛弟子でない。又平等差別は、世間の實相である。此世間に住
 する一人として、一方に偏するは世間相違である。世間相違は

因明いんみやうの誠まことる所ところで、自みづかも害がいし他たも害がいする。それでは自利じり々他たの、佛法ぶつぽうの大主意だいしゆいを破壊はくわいすることになる故ゆへに、一方いつぱうに偏かたよらぬやうに注意ちゆいせねば、佛教ぶつぽうの人ひと云いはれぬ。

自利じり々他たは佛ぶつの大主意だいしゆいであるから、佛ぶつの徳とくを自利じり々他た圓滿まんまん云いひ、彌陀みだの本願力ほんぐんりき廻向きやうを、往還わうげん二種にしゆの廻向きやう云いふ。往相わうさう廻向きやうは自利じり圓滿まんまんを與あたへ、還相げんさう廻向きやうは利他りた圓滿まんまんを與あたへられるので、此この圓滿まんまんの徳とくの満足まんぞくして顯あらはれるは、成佛じやうぶつの上うへのことなれども、此この自利じり々他たの徳とくを與あたへられた、念佛ねんぶつ行者ぎやうなるが故ゆへに、彌陀みだの心こころを傳たへて、人ひとを佛ぶつにするこゝが出来できるこゝになつてある。之これを常行じやうぎやう大悲だいひの益やく云いひ、善導ぜんだうは自信じきん教人けうじん信しん云いひ、大悲だいひ傳でん普化ふけ眞成しんじやう報ほう佛恩ぶつおんと申まうされた。是こゝが佛意ぶついに契あはふ唯一ゆゑいちの報佛恩ほうぶつおんの行ぎやうで、不斷ふだん佛ぶつ

種しゆの大行だいぎやうであるこゝは、前まへに既すでに云いふた如ごとくである。

獲信ぐくしんの人ひとは無論むろん、云いふ迄までもなく自利じり々他たの意いを、念々ねんねんに忘れわすてはならぬが、未安心みあんじんの人ひとと雖いへども、彌陀みだを尊たつとしと思おもふほどの人ひとは、自利じり々他たの意いは、佛教ぶつぽう者しやたる人ひとの心こころの主人しゆじん公こうとし、又家またいへの門札かどふだの如ごとく、兵士へいしの袖章そでじやうの如ごとく、公人こうじん、私人しじん、男子だんし、女子にょし、農のう、商しやう、工者こうしや、何人なにびとに拘かたはらず之これを忘れわすては、佛教ぶつぽう者しやたるの資格しかくがない。人ひとは孤立こりつし、獨栖どくせいして、生存せいぞんせられる者ものでない。集團しゆだんを爲なして、始はじめて満足まんぞくするこゝが出来できる。一本いっほんの釘くぎを使つかふのでも、鐵てつ鑛くわう業者げふしやと、鍊鐵れんてつ者しやと、製作せいさく人じんと、運送うんそう業者げふしやと、鐵商かものやがなければ使つかはれぬ。下駄げだや、草履ぞうりのやうな、單純たんじゆんなものでも、幾人いくじんかの手てを歴へねば出来できぬ。況いはんや、衣類いるふや、莊飾さうしやく品ひんや、家屋かおくなぞに至いたつ

ては、多數人の手にかゝらねば出来ぬ。食物。飲料。器具。百般。一人孤立で出来ることでない。是等各種の人が集團して、彼此相補ふて、紙も、筆も、墨も、硯も、ペンも、インクも、吸取紙も、活字も、本も出来るので、生存を安易ならしめるのであれば、互に其恩澤に浴するので、即衆生の恩であつて、互に相恵み、相報ふて始めて、歡娛平安の生活が出来得るのであれば、自利々他すべきは童、佛意のみでなく、人間としての天性である。

佛は、人の本源から、終末を究めて明なるから、人類に徹底するのみならず、佛果上に至るまで、此を以て終始すべき、自利々他を大主意として、教られたのであるから、人間の天性こ

して自利々他でなければならぬことは、之を心に徴し、身に徴し、自に徴し、他に徴して、明な道理の究極、唯一の結論と知るべきである。

自利々他の意が主となれば、商業者は懸値を云はぬ、懸値なき正札の賣手と知られるれば、まげよまげられぬの、押問答の時間の損失をせぬですむ。時間の損失は命の損失であつて、而も彼は懸値商人なり、不正直なりと輕侮せられねばならぬ。世界各國を巡廻して見ると、懸値を云ふ國民は半開鄙野なものにかぎつて居る、懸値を云ふ商人あれば、此國は品格のわるい國である云ふことの、看板のやうになつてある。

資本主が労働者を酷遇するのも、自利々他を知らぬからであ

る。大地主が小作人を苦しめるも、同じ病である。又之に反して労働者が、資本主の損害はかまはぬ、己の給料を多く取ればよいと云ふ者、小作人が地主に、小作料を納めぬと云ふ類もある。人間の一切に通じて、不利益不利他の病人は少からぬ。或は汽車、電車などの中でも、他人の困るここ、他人の迷惑するここを何等の遠慮なく、席を譲ると云ふこともなく、不作法の態度を改ると云ふこともないなど、又は婦人、小兒、病人などに便利を與へる等の、注意することもせぬの類は、皆自利々他の念がないからである。是等は念佛者、佛教者は十分に、慎重に佛意に背かぬやうにせねばならぬ。

平等差別の二相も亦、佛眼の照了より知られた所の、一定不

動の眞理であつて、偏重偏執すべきものでない。然るを或は差別の一偏を執て、其誤れるを知らず。或は平等の一偏を執て、其執する所に妄進せんとするが如きは、危険極まることで、共に自利々他する所以でない。一物に兩面あるを知らぬは、支那人は之を擔板漢と云ひ、歐洲人は楯の一面のみを見ること云ふ。平等も、自由も、相對語である。相對語と云ふは、それに對する者があるに依て出來たことを云ふ。例せば大と云ふは、小と云ふ對する者があるからの名で、小がなければ大と云ふべき者もない。遠と近と、長と短と、裏と表と、高いと卑いの類、皆一方がなければ一方もない、之を相對語と云ふ。平等は差別があるから平等と云ふので、差別がなければ平等もない。自由

三二四
は自由に由る言行で、他から起させる言行でないこと云ふ意味で、
此に對すれば他に命令され、指揮されてすることは、自の意思
でないが、已むを得ずする言行で、之を抑制されることか、拘束さ
れることか云ふのである。即ち自由に對すれば他由である、自由
の語は自由があるから生じた、世間に在て、帝王は自由の最上
なるべきが、帝王と雖自由ならざること多し。富豪にして、名
位勳爵の上位に在らば自由なるべし、然るに自由ならざること
多し。自由ならざる社會に生活して、ある部分に自由なるのみ、
而して論者云ふ所の自由は、多くは政治的自由、若くは意思
の自由を言ふのである。極端の自由、一切の自由は、人間には
ないことである。

自由平等は近時の風潮として、自由平等の如何なる者かを知
らざる人も、口を開けば自由平等と云ふ、自身を顧るに自身自
由ならず、自心を省るに自心も自由ならず、如何ぞ國家を組織
する一人にして、無制限の自由あることを得ん。

但し、昔歐洲に行はれた奴隸制度の如きは、不法極まる差別
なり、抑壓なりであつて、是等は當然平等なるべく、自由なら
しむべきものである。米國の如き、奴隸を廢するが爲に、大戦
争までしたことがあるが、それにも拘らず、今猶黑人に對して
私刑を行ひ、學校にも、汽車にも、交際にも、差別する風俗の
牢固として抜けず、併せて有色人種を差別する如きは、不法な
差別である。

三千年昔の支那の文王は、聖人云はれた人であつたが、方
 七十里の圃を持て居られた、此文王より七百年餘り後に、齊の
 宣王云ふ王があつた、此王が孟子に問て言ふ、文王の圃は方
 七十里であつたと聞くが、自分の圃は方四十里である、それさ
 へ人民が廣い云ふて諂るは何故か、圃云ふと良好な林森
 のある所を選んで、鳥獸の蕃殖する所とし、獵場としたもので、
 方七十里なれば四百九十里で、方四十里なれば百六十方里で
 ある。依て宣王が文王の圃甚廣大なるに拘らず、人民は悪く云
 はなかつたやうである。自分は百六十方里なるに、人民は廣大
 に過ると云ふ、何故であらうかと尋ねた。孟子對へて、文王の
 圃は薪取も勝手である、獵人も自由に往れる、人民と平等にし

である。殿下の圃は狭いけれども、此圃に入て獵する者は、殺
 人と同罪になされる。それでは方四十里の陷阱があるのである。
 人民が大に過ると云は尤であるに對へた。かやうのことは、平
 等が至極宜しい、三千年昔の人でも、平等は今の文明に誇る世
 界にないことを行はれてある。或は一切人民平等に獵し、薪を
 採りしたならば、森林鳥獸皆なくなりはせぬかと思ふ者あらん
 も、それは制裁があつて、鳥獸の妊める時期は獵せぬか、木
 材は寸法の定めに依て伐ることか、文王も、人民も、守るべき法
 制があつて、是も亦平等に守るので、森林鳥獸なくなりはせぬ
 かなごの心配はいらぬ。

又自由云ふも、政事的ならば普通人民平等に、選被選權を

與へる如き、いつかは行はれねばならぬことであるが、是も
 も極端の自由平等は行はれぬ。元來人間なる者は、人間云ふ
 名の上では平等であるが、其事實は甚不平等である。一家三五
 人の者ですら、智愚賢不肖あり、壯健あり、羸弱あり、此不平
 等な身心の所有者が、社會を均等に平等にせんとするなどは妄
 想も亦甚し、それ故相當分別あり、讀書せる者は、平等云ふ
 も、自由云ふも、其間に差別あることは承知して、極端なこ
 とは云はぬ。不學無智の人の無法な自由平等は、國家も、社會
 も、眼中にないのであるから、其禍害は恐るべきものである。
 若しかよる妄想を新思想なりと誤認し、歡迎し、多數の勢力に
 依て、平等世界を出現せしめんとしたならば、それこそ大變で

ある。

今専ら世人言ふ所の自由平等は、多く政治學に關するもので、
 或は資本、勞働二家の論ずる所は、經濟的自由平等であるが、
 佛教に言ふ所の平等自由とは、基礎は異なるれども、世間相に
 言へば同一とも言ふを得べし、自由は英語—Freedom、佛語—liberte
 を譯したもので、哲學に言ふ意思の自由などは、佛教の言ふ所
 にも能く類似し、高尚な説であるが、今世人の言ふ自由は、多
 く政治上に言ふのであつて、之を要言すれば、政治に十分の權
 利を得ることを指すやうである。但し自由も、平等も、自分の
 み持て居るのでなく、一切の人が皆、此權利は持て居るのであ
 るから、他人の自由を妨げては、自由の區域を脱線したので、

亂暴を改名せねばならぬ。

平等は英の Equality、佛の Egalite を譯したもので、既に云ふが如く経済的の説あり。政治的の説あり、社會的の説あり、熟れも立派な理由はある。然るも差別を離れた平等は絶対に成立せぬ、宇宙の一切、皆差別を平等で存在する。それを人間差別なき平等たらんとするならば、宇宙の外に出ねばならぬ。是に反して、差別のみを見て平等を認めず、階級制を完全無缺の天則の如く心得た、専制主義に盲目なる弊習から、習ひ性と成て、或る種族のみ、政權も、富貴も、掌握し、平等は全く眼中に置かぬ。是も亦宇宙間の道理でない。

宇宙間の實相は、細小なる分子が集りて一の體質を成して居

る。動物も、植物も、金石も、土壤も、日月、星辰、山河、大地、一切皆是である。國家も云も同一體質で、上は帝王より下は細民に至るまで、人間なる小分子が集合して成立する、此小分子は皆人間なるに於ては平等であるが、上下幾十階級の生したは、歴史を最大の理由として、材能、地理、遭遇等の別に依りて差別相を現出し來る。是必然の結果で、差別相なき國家は、宇宙間には絶対に存在せず。

差別相の甚しきを専制の國家とす。平等の旨義を頭腦とするを、立憲の國家とす。立憲國にも、専制國にも、平等差別に關して各差等あり。其宜を制して、人民の幸福を増進するを、立憲國の主意とす。

明治大帝、維新の始に膺り、五條の御誓文を以て、差別相の上
 上に平等相を明に爲させられ、今日の隆昌を見るに至りしは國
 民の至幸なり。今や歐洲の大戦亂平和に復し、一轉して階級争
 議勃興し、改造解放の聲は潮の如く東洋に入り來り、資本主と
 労働者の協調は、經濟的平等を求る聲で、普通選舉權を求るは、
 政治的平等を希ふの聲なり。熟れも相當理由のあることなれば、
 求る所は徒事には終るまじ。今後ごても何等の風潮生じ來るや、
 計るべからざるも、要するに數千年來、差別相の部分多量なり
 し後なれば、平等相を求る聲は猶多かるべし。一昂一低して變
 遷するは、宇宙間の理數なれば、靜止不動で経過すべき人間界
 でないから、已むを得ずご云ふよりも、進展の期會ごして、益

益良好の國家ごし、社會ごするが、人間ごしての至當の行爲で
 ある。

差別相に執着して、平等相を知らざる人は、今猶平等相の進
 展を嫌ふか知らぬが、斯く平等を求る聲の、世界に同情同贊を
 得るやうになつたは、此差別相、執着者が茲に至らしめたので、
 極まれば變ずるは理の必然であるから、平等相が多量の世界ご
 なるであらう。

さりながら、平等ご差別は雙存するものであつて、一方のみ
 になるご云ふは、到底ないことである。例せば労働者が、資本
 主の待遇を改めしめんごして、或る要求をするに、労働者が一
 黨ご爲つて、其要求を貫徹したご假定する、是は多數が少數を

敗つたのは、即ち多数少数と云ふ一の差別相となる。其又多数中に幹部があり、代表者があり、演説者あり、奔走家あり、工事の難易、工人の巧拙あり。平等中早く差別的階級の存在を見る、恰も慶應年間、幕府の外國通商を非難した志士は、鎖港攘夷を高唱して、幕府攻撃の唯一材料としたが、幕府倒るゝと共に、昨日の鎖港家は忽然革面して、今日の通商家と爲つた如く、階級打破の聲の下から、階級は出来て居る。

佛教では、平等を知らぬ差別を虚假と云ひ、差別を知らぬ平等を悪平等と云ふ。而して平等は各自自體の本性であつて、差別は對他の性用である。性用が差別で、本性が平等であるから、平等は差別と離るべき筈でない。此實際を考究するに觀法を用

ふる、觀は智を以て、對象の一切を考究諦視するを云ふ。此考究諦視する第一の觀を、空觀と云ふ。空觀とは、一切萬象は千變萬化なれども、盡く是平等にして空なりと觀するなり。萬象森然として存在するを、空なりと觀するとは變なやうなれども、萬象が存在するから空と觀するので、存在せぬなら空と云ふこともなく、平等と云ふこともない。併し現に在る所の森羅萬象を、空と觀するは無法でないかと云ふに、それは山河、大地、日月、星辰、憂喜、苦樂、屋宅、衣服、金銀、珠玉、一切盡く微分子の聚合で、因縁和合から現象したのであるから、一切盡く其體は、分子と電子と名けるものゝ聚散に名けたもので、心色二法共に、現在見聞する所のものは假象であるから、

之を空と云ふ。

此空觀が成就すれば、今度は假觀を修する。空觀に止まつて空なる故に一切平等と執すれば、世間に何の用も爲さぬ枯木のやうなもので、それは佛法ではない。そこで假象に對して如何に對應すべきか、即ち佛教として之に對する、云爲運動は何とするが適當なるかを觀ぜねばならぬ、之を假觀と云ふ。

空觀は自利で平等で、假觀は利他で差別である。佛教では差別を立るは利他の爲であるが、今人論ずる所の差別は、自利の爲の差別であるから、差別の爲に利益を得ない者に、差別を廢せよと云ふ。佛教の平等は自利ではあるが、其自利は一切を空じたを、自利とするのであるから、今人論ずる所の利益平等とは、

全く立場が別である。今人の平等を求る者は、下位にあり、貧賤の地に在る者で、平等を非とする者は、上位にあり、富貴の地に在る者であるから、要するに、自身を幸福にせんとし、自身を幸福を失はせざるの争である。此争を絶無ならしめるは、自利々他を基礎とした觀念から、處理し立論せねば、いつまで争ふても、相互の不幸を招くに止まる。猶佛教には、假觀成就の上の中を觀する。中とは空にも假にも偏らぬ觀で、之を單中の觀と云ふ。其上に空假中の三を一心に觀する、之を即中の觀と云ふ。是が正に眞理を究める觀であつて、眞理は此に在るのである。故に平等に偏するも、差別に偏するも、共に佛意でない。中道に立脚して、自利々他を本意とせねばならぬ。

以上説明し来たことは、之を要畧して云へば、南無阿彌陀佛のいはれに外ならぬ。南無阿彌陀佛のいはれ云は、或は不審を起して、改悔文は我々の安心でないか、それを南無阿彌陀佛のいはれ云ふは、如何である云ふ人があるかも知れぬが、南無阿彌陀佛のいはれが我々の安心である。南無阿彌陀佛のいはれを受領した安心であるから、他力廻向の信心云ふのである。それが南無阿彌陀佛を心に持ちたのであるから、念持の義云ふものなり。或る人の書たものを見たが、たすけたまへ云ふ言を指て、念持の義云ふやうに書てあつた、是は説明が行届かぬ爲であるかも知れぬが、たすけたまへ云ふの念持の義云ふのではない。南無阿彌陀佛のいはれを、いはれ

の如く憶念に、執持することを念持云ふ。心を念佛にすること、南無阿彌陀佛にすることを念持云ふ。それは第一の總説の下で、委しく説明した如くである。

此安心を治定した人は、佛恩師恩の廣大なることは心得て居る筈で、恩を知らぬ者は人間云はれぬ。況や念佛行者が、恩を知らぬ道理がない。恩を知らぬなら、報恩の行がつかまらねばならぬ。報恩の行は、佛種不斷の行である。維摩經の菩薩品には、無盡燈と名けてある。併し凡愚を正機とする法門なる故、凡愚のつかまらぬ行は、つかめよ云ても實行が出来ぬ故、いかなる者にもつかまらぬべき、口稱念佛を報恩行と定められた、但し報恩の念佛で、是で足れり云自誇るのではない、人々其人

の程に應じて、佛種不斷の心懸がなければならぬ。必有る筈である。

三四〇

此報恩の行爲には、心を盡し力を盡さねばならぬ故に、和讃に、如來大悲の恩徳は、身を粉にしても報ずべし、師主知識の恩徳も、骨を砕きても謝すべしとある。身を粉にし骨を砕くまでも、勇猛精進につこむべきことである。之が大略を云へば、公私内外に拘らず、佛法世法共に佛種不斷、即他力の信をゑんひこは、佛恩報せんためにこて、如來二種の廻向を、十方にひこしくひろむべしの教を心として、佛法ひろまれかし、世の中安穩なれの祖語、朝家の御ため、國民のため、御念佛を申合せたまひ候はゞ、めでたう候べしの祖訓は、忘れぬやうに心がけ

既に前に言へる如く、人は一人孤獨で生活出来るものでないから、利他の念がなくては佛意に契はず、人道に背く故に自信教人信を、眞成報佛恩と云ふのである。佛法既に自信教人信であれば、世法につけても人を利する心を忘れてはならぬ。己の好む所は人も好む、己の悪む所は人も悪む、己と他人とは別なれども、同性質であるから、利益は何人も好み、損害は何人も嫌ふ。故に己の好悪するが如く、人も好悪する、そこで自利々他が世出世共に必要である。

此心を心の主として、官吏も、商業者も、工業者も、學者も、農業者も、法律家も、佛敎農業者、佛敎商業家、佛敎官吏等の、佛敎的自利々他の業務の仕方をせねばならぬ。

- 一 權義を守る、
 - 二 誠實を守る、
 - 三 慈愛を忘れず、
 - 四 禮節を失はず、
 - 五 人を欺かず、
 - 六 人に不利を與へず、
 - 七 冥見を恐る、
- 之を實行するには勇氣が必要である。身を粉にし骨を碎くまではなくとも、此祖師の勇氣は學ばねばならぬ。祖師の教をむだにしない勇氣がなくては、此實行は出来ぬ。勇氣は六度の中の精進で、布施も、持戒も、忍辱も、禪定も、智慧も、精進の

勇氣がなくては行ぜられぬ。佛法でも、國家の事でも、一切の事業、勇氣なしでは滅亡より外ないのである。

前記の七項は、蓮師の王法を本とし、仁義を先とするの訓誡、及他の條項の旨に依り、現時の國民に適當と思ふ程度に標出したのである。而して是の原動力は、自信教人信で、自利々他を出発點とし、且つ終始の目的とする。

改悔文解説

大正九年十月五日初版發行
大正十三年五月十日改訂再版印刷
大正十三年五月三十日改訂再版發行

定價金貳圓

著者權所有



著者

石川舜台

發行者

東京市本郷區春木町三丁目二十一番地
森江英二

發行者

金澤市南町三十五番地
池亮吉

印刷者

東京市本郷區駒込林町百七十二番地
合資會社 杏林會
柴山則常

發行所

金澤市南町
振替金澤一七七番
東京市本郷區春木町三丁目
振替東京八貳壹九番

池善書店
電話四八三番
森江書店
電話小石川四一八二番



324
6264

終

